

平成18年第2回川根本町議会定例会会議録

議事日程(第2号)

平成18年6月23日(金)午前9時開議

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第37号 川根本町表彰条例の制定について
- 日程第 3 議案第38号 川根本町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の制定について
- 日程第 4 議案第39号 川根本町附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第40号 川根本町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第41号 川根本町福祉センター条例の制定について(全部改正)
- 日程第 7 議案第43号 川根本町創造と生きがいの湯条例の制定について(全部改正)
- 日程第 8 議案第44号 川根本町高齢者デイサービスセンター条例の制定について(全部改正)
- 日程第 9 議案第45号 川根本町生きがい対応型デイサービスセンター条例の制定について(全部改正)
- 日程第10 議案第46号 川根本町心身障害者小規模授産所条例の制定について(全部改正)
- 日程第11 議案第47号 川根本町自然休養村管理運営施設条例の制定について(全部改正)
- 日程第12 議案第48号 川根本町自然休養村農林水産物直売所条例の制定について(全部改正)
- 日程第13 議案第50号 川根本町接岨峡温泉休憩施設条例の制定について(全部改正)
- 日程第14 議案第51号 川根本町寸又峡温泉野天風呂施設条例の制定について(全部改正)
- 追加日程第1 発議第 1号 地方交付税の制度堅持と総額確保を求める意見書の提出について
- 追加日程第2 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 追加日程第3 常任委員会の閉会中の継続調査の件

出席議員(12名)

1番	山本信之君	2番	中田隆幸君
3番	小畠侃一郎君	4番	原田全修君
6番	杉本道生君	7番	高畠雅一君
8番	久野孝史君	10番	板谷信君
11番	鈴木多津枝君	12番	芹澤徳治君
13番	中澤智義君	14番	佐藤公敏君

欠席議員(2名)

5番	澤畠義照君	9番	森照信君
----	-------	----	------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	杉山嘉英君	助役	澤本廣君
教育長	澤村迪男君	総務課長	山本眞一君
総合支所長	森紀代志君	管理課長	藤田至君
企画環境課長	森下睦夫君	企画観光課長	羽根田泰一君
税務課長	羽倉範行君	健康増進課長	小坂泰夫君
保健福祉課長	鈴木一男君	町民課長	西村太一君
住民課長	的場徹君	産業課長	岩田利文君
建設課長	山田俊男君	事業課長	中村裕君
出納室長	小坂進君	教育総務課長	筑地秀昭君
生涯学習課長	柴田光章君		

事務局職員出席者

議会事務局長 小澤明弘

開議 午前 9時00分

開 議

議長（佐藤公敏君） ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

なお、説明員は6月20日の日と同様ですので、御了承願います。

諸般の報告

議長（佐藤公敏君） 諸般の報告を行います。

6月20日、21日には常任委員会を開催し、新規条例案及び条例改正案を協議していただき、終日熱心に御審議をいただきました。誠にありがとうございました。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第1 一般質問

議長（佐藤公敏君） 日程第1、一般質問を行います。

通告制により通告された質問者は、原田全修君、鈴木多津枝君、小籔侃一郎君、久野孝史君、板谷信君であります。順番に発言を許します。

再質問については、議会運営の申し合わせにより一問一答方式とします。なお、許された質問時間は30分ですので、的確に質問、答弁をするようお願いします。

原田全修君、発言を許します。4番、原田全修君。

4番（原田全修君） おはようございます。原田でございます。

合併後の新町の実質的な初年度であります平成18年度も、新町のスタートの年を飾るにふさわしいと思われます全国茶品評会開催を初め、ビッグイベントの開催へ向けて、また新町のまちづくりへ向けた諸対応とか、国の制度改定に伴う行政内容の変更への対応等で、町当局の方々は大変な御苦労をされていることと思いますが、深甚な感謝の気持ちをあらわさせてもらいたいと思っております。

さて、今回も私は3月議会での一般質問、まちづくりの戦略についてに引き続きまして質問させていただきますが、それは当町のまちづくりを推進するに当たっては過疎化、特に生産年齢人口減少という現象を食いとめるための就業の場の確保及びそのための地域資源を活用した事業の創出、これらは当町の経済的活性化を図る上で極めて重要なテーマであると思

われるためであります。しかし、新町建設計画におけるまちづくり事業の主要施策として6つの分野であらわされております計画を見ても、これらが明確に示されていない。

このような観点から、今回、就業の場の確保と事業の創出の施策について、町民の皆さんの関心が高いと思われる3つの点について、町長にお伺いをしたいと思っております。

1つは、林業、木材市場の活性化、これを行うための事業創出。2つ目は、町営バス・タクシー事業のあり方。3つ目は、川を使った観光レクリエーションの事業創出、こういった観点から質問させていただきたいと思っております。

まず1番の林業関係でございますが、産業・経済・労働分野という分野、6つの分野のうちのこの1つ目の分野、これは「お茶と温泉 人が行き交いにぎわいのあるふるさとづくり」と、こういうタイトルがつけられておりますが、この中に農林業の振興という表現はあるものの、森林事業の振興策というものが示されていない。

当町は94%もの森林面積を持っているという有数の森林町であります。木質バイオマスエネルギーの取り組みという、こういう事業が自然・環境分野という分類の中で示されておりますけれども、これはバイオマス事業につきましては、産業・経済・労働分野、こういったところへも大きく影響があるはずであります。そういったようなところから、こういった木質バイオマスエネルギー循環事業を、これはもちろん成功させてもらわなければなりませんが、あわせて新たな森林事業の創出あるいは振興策の取り組みが必要と思われます。この点について、どう対応されておられるかを伺いたいと思っております。

この中でバイオマス事業の採算性をどのように確保しようとされるのか、また森林事業との連携により、相互の事業が補完し合うような形の運営が必要かと思われます。森林づくり県民税による間伐事業との連携だとか、あるいは当町独自の観光事業としての景観伐採事業との関連、こういったようなものとのリンクが必要だろうと思います。

それと、新事業の創出ということで、行政、林業者、森林組合、林業機械メーカー、製材業者、建築業者、こういった関係機関が一体となって、大井川の木で家をつくるんだといったようなシステムの構築、こういった取り組みが必要ではないかと思われます。こういった提案について、いかがお考えがあるかお聞きしたいと思います。

さらに、森林レクリエーション、スポーツ、森林セラピー、こういったような観光・レクリエーション・スポーツ関係の新事業の開発もこういった時期にあわせて出発をしていく必要があろうかと思われます。

次に、町営バス・タクシー事業についてでございますが、生活環境・基盤整備分野、これはサブタイトルが「ゆとりと安全 便利で暮らしやすいふるさとづくり」と、こうなっておりますが、この中に、鉄道・バスが便利で利用しやすくなるような民間事業者との連携を含め、そのあり方を検討すると表現があります。

地域住民の就業の場の確保という観点から、地元企業の鉄道・バス会社との連携維持を考慮することがまず第一義であるべきと私は考えます。

町営のスクールバスやコミュニティバス、福祉タクシーの今後の運行管理を含め、検討の方向性を伺いたいと思います。

さらに、公共事業は地域住民にとっては直接・間接的にメリットがあるものではなくてはならないと思います。雇用環境、安全運行面から現状をどう評価するのか。これには最近のスクールバスの運行委託入札結果、入札があったように聞いておりますが、これを一つの事例として説明をしていただき、それに対して私が質問をさせていただきたいと思っております。

関連しまして、町営のバス・タクシー事業が、従来から地域に根差した民間事業者との間で競合することなく、産業・経済・労働分野に書かれております今後の観光事業の進展、これも大きなテーマですが、これらの進展に効果が期待できるような民間事業者とのタイアップをした施策の展開が必要かと思われます。この点についてお伺いをしたいと思います。

最後の3つ目でございます。川を使った観光・レクリエーションですが、自然・環境分野、これは「緑と清流 自然に癒されるふるさとづくり」と、こういうふうなサブタイトルがありますが、この中に大井川やダム湖における観光・レクリエーション・スポーツでの利活用とあります。平成18年度はカヌーのまちづくり事業としての予算が計上されておりますが、見たところイベントの羅列というような感じがしておりますが、長期展望・戦略がその中から読み取れません。

カヌーのまちづくりにつきましては、私は一つの方法として、塩郷ダムをポイントとしてとらえた、それから上流、大井川のラインを使った年間の活用を、カヌーとしての活用を図り、まちづくりに寄与させていくべきではないかという考え方を持っております。また、塩郷ダムは、川根高校カヌー部のサブトレーニング場としての活用の価値があります。そういった観点からも、早期の計画づくり、関係箇所との調整が必要と思われますが、いかがお考えか、お聞きしたいと思います。

それから、カヌーのまちづくりでございますが、小・中学校及び川根高校への協力支援をどのようにしていくのか。また、NPOやスポーツ少年団との間でも同様な連携が必要かと思われます。この点についてお伺いします。

カヌーのまちづくりは、大井川河川管理者あるいはダム施設所有者、電力会社等の協力支援に成否のかぎが握られていると思います。その方面との調整がやはり急務であろうかと思います。その辺の対応をお聞きしたいと思います。

3つとは言いましても、中身は多岐にわたっております。よろしくお願ひしたいと思います。

ありがとうございました。

議長（佐藤公敏君） ただいまの原田全修君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） それでは、原田議員の質問にお答えいたします。

大きく分けて3つの分野から御指摘がありましたので、順を追ってお答えします。また、先ほど産業・経済・労働、そして生活環境・基盤分野、そして自然・環境分野ということで3つの視点からありますけれども、特に私は一番最後の自然・環境分野、これは新町建設計画にもありますように、例えば豊かな自然環境を「豊かな自然の保全を図ります」あるいは「環境負荷を抑えた秩序ある自然の利用を図ります」とうたっておりますけれども、このことに関しては、それぞれの産業・経済あるいは生活環境、健康にもかかってくる重要なポイントと位置づけております。それをまず前段にお答えして答弁に入りたいと思います。

まず林業問題、いわゆる産業・経済関係の林業関係でございますけれども、言うまでもなく森林は、国土の保全及び水資源の涵養等、公益的機能を有し、重要な役割を担っております。しかしながら、当町においても木材価格の低迷が続き、経営意欲の減退と森林管理の担い手不足などにより、森林の多様な機能が発揮されなくなることが憂慮される状況にあります。

このような状況の中、持続可能な森林経営を確立し、安全で安心な住民生活の確保を図るとともに、活力ある森林の整備による地球温暖化防止対策への貢献や循環型資源の生産促進と、それを支える森林事業の創出等による林業の推進は必要と考えております。

新町建設計画において、県に要望する事業の一つとして、持続可能な森林整備システムの構築があります。これについては、静岡県において森林づくり県民税を本年度より本格導入し、荒廃した森林の再生事業に取り組む森林の力再生事業がスタートしました。これは森林づくり県民税を財源として、公共性が高く、森林の権利者による整備が困難なために荒廃している森林について、混交林化や広葉樹林化を促進して、土砂災害の防止、水源の涵養等、森の力を県、森林所有者、いわゆる権利者、整備者の三者で協定を結び、回復させていくこうとするものです。

また現在、町といたしましても、林道整備、自力作業道補助等の基盤整備、間伐の促進等の既存の制度を活用した森林整備も実施しており、今後も森林づくり県民税とともに積極的に事業を推進していきたいと思っております。

また、大井川の木で家をつくるシステムの構築化についても、こうしたことを促すために、町において、大井川流域から生産される地域材の需要拡大を図るため、柱プレゼント事業、定住促進住宅建設事業を実施しており、県においても、しづおか優良木材の家総合支援制度事業等が実施されてありますので、そうしたものを活用していきたいと考えております。

全国のこうした関係団体が協力しながら、森の再生事業あるいは需要拡大を図っている例で順調にいっているのは、やはり主体者が民間の方々あるいは建築業者あるいは設計業者、そういう方が中心になっているものの成功事例が見られております。そういう意味では、行政主導となりますと、それぞれの団体と行政のやりとりあるいは要望という形になりますので、こうした関係者が一体となって新しい仕組みをつくっていく、お互い役割を分担しながら、あるいは一定の線では自分たちの利益も少し犠牲にしながらも全体の利益を追求する、

そういう意識の中での仕組みづくり、関係団体あるいは住民主体の仕組みが必要ではないか、そのように思っております。

また、全国的に大きな流れとなっております森林セラピーについても、現在、昨年度申請した団体のうち、10地域がセラピーロードあるいは森林セラピー基地ということで認定されております。これも基盤整備というよりも、ソフトの充実というのが、この森林セラピーの状況の中では必要なことと思っております。ブランド力を高めるための統一デザイン、あるいはそうした健康の効果を実証するメニュー、あるいはそうしたものを見極化した形で提供できるような仕組み、そうしたものの開発が必要かと思っております。

当町は、多くの森林を抱えていますので、森林を多面的に活用することが大事と考えておりますので、今後ともこうしたソフトの面について十分検討を重ねながら、適地の候補あるいはそれを受け入れる民間のNPO、あるいは組織等との連携対応を図っていきたいと考えております。

それから、林業関係で景観伐採とのご指摘がございましたけれども、景観法の制定やゆとり、安らぎを求める国民的ニーズを受け、豊かな自然環境や美しい景観は、ここに住む私たちの暮らしを快適にするだけでなく、訪れたにも好印象を与え、活力ある農山村づくりにも不可欠と考えております。積極的にこうした景観関係の補助事業等を取り入れ、景観伐採を進めるとともに、伐採木等は所有者の理解を得ながら、こうした今後活用するバイオマス事業等有効に活用させていただきたいと考えておりますので、今後とも景観伐採等は積極的に進めてまいりたいと考えております。

以上が、林業を中心とした課題の答弁であります。

続きまして、バス関係いわゆる生活環境・基盤整備の分野での御質問であります。就業の場の確保と今後の町営バス等の運行管理を含めた方向性ということでお答えをさせていただきたいと思います。

バス事業の関係で過去を振り返ってみると、旧中川根町ではありますが、昭和33年10月より、バス事業者による路線バス運行が始まりましたが、自家用車の普及などに伴う利用者の減少などにより、昭和58年10月をもってバス運行が廃止となり、その後14年が経過し、町民の新たな交通手段が必要であるとして、町営バスの運行が開始された経緯があります。

現在の町営バスは、平成9年8月運行開始の小井平・久野脇間を走行するせせらぎ号と、平成15年9月運行開始の役場、文沢、原山、地名間を走行するやませみ号の2路線を、民間会社に運行管理委託を行っているところであります。

運転手の大半は町内からの雇用であり、運転管理受託会社は町内から運転手を採用し、バス運行に必要な安全教育を行った後に運行業務に従事させております。地元出身者だけにバス運行経路上の危険箇所は十分に把握しており、乗客への安全管理は、運行受託会社として一定の確保がなされていると考えます。また、緊急時の対処についても、対処要綱を作成し、役場担当者、受託会社間で迅速に連絡対処がとれる体制を確立しております。

のことから、川根本町町営バス事業は、地域住民に安全・安心の公共交通サービスの提供と、地域住民の就業の場として一定の確保がなされていると考えております。

また、町営バス等の運行管理についてでありますと、今後も外部委託とし、安全運行を確保しながら、一定の価格競争により、適正な価格で運行管理を外部委託する方向で進みたいと考えております。

今後とも住民の足となる、あるいはここで暮らしを守るために町営バスは必要と考えております。安全運行を確保しながら、町営バスのシステムを、こうした外部委託による一定のコストで今後とも堅持していきたいと考えております。

3番目のカヌーを中心とした御質問であります。

まず、原田議員から、カヌーのまちづくりの長期展望が見えないという御指摘を受けましたが、現在は町として考えている長期計画の戦略としては、カヌーの普及、カヌー人口の拡大と各種大会誘致による地域活性化を大きな柱として推進しているところであります。

具体的には、少年期からカヌーに親しむ環境を整備するため、小・中学校と連携したカヌー教室の実施や、カヌーを主体としたスポーツクラブの創設に特に力を入れ推進したいと考えております。また、町には国体時に整備した接岨湖並びに八木の両施設がありますが、全国的に見て数少ないカヌー競技施設を持つ町として特徴を生かし、長島ダム管理所や中部電力など関係機関の協力を得て、両競技場を使用する大会の誘致を図り、地域の振興発展につなげたいと考えております。

スポーツクラブもスタートしておりますし、また長島ダムあるいは中部電力とはカヌー実行委員会を形成し、連絡調整あるいは大井川のカヌーに適した条件の確保等に努めています。

このほか、提案いただいた塩郷ダムの川根高校カヌー部のサブトレーニング場としての利用に関してですが、塩郷ダム管理面の問題点や、高校生が練習に使用する場合の安全性の問題がありますので、現状を踏まえて慎重に対処していくなければならないと考えております。

さらに、塩郷ダムとその上流という大井川の広範囲な活用の御提案もいただきましたが、今年度は総合計画を策定することになっております。この計画策定に進むに当たり、新町建設計画に明記されている河川や湖面など自然の利活用の項目について、さまざまな御検討をいただく必要があるテーマだと思いますので、カヌーのみならず多角的によく検討し、河川に関する機関との調整や協力の要請を行い、また多くの方々の御意見を伺いながら、今後のまちづくりの推進方策を明確にしていきたいと考えております。

カヌーの利用については、さまざまな団体の利用もありますし、またカヌーを利用したいといいういろいろな提案等も受けております。しかしながら、それを受けたためには、地元の組織あるいは受け入れ団体等の整備が必要でありますので、そうしたものと兼ね合わせながら、例えばカヌーについては今後の展開を決めていきたいと考えております。

以上であります。

議長（佐藤公敏君） 原田全修君。

4番（原田全修君） これからは一問一答という形のようですので、残された時間を使わせていただいて個別の質問に入らせていただきますが、まず一番初めの林業の振興策につきましてのお答えの中で、森林づくり県民税、こういったものも有効に活用していきたい。あるいは景観伐採、これも積極的にこの材料を、特にバイオマス、木質バイオマスエネルギーの原料として使っていきたいというお話がありましたけれども、実はこのバイオマスについて、まずこの事業をどう計画していくかということについてのことなんですが、まず採算性の追求というものを外すわけにはいきません。

ただ、この採算性の追求と言っても、バイオマス事業を単独でものを考えるか、あるいはバイオマス事業を展開することによって山全体が動いてくる、森林事業が活性化してくる、雇用の場がつくられると、こういったような附帯的な効果、こういったものも含めたトータルの効果ということを考えていかなきゃならないと思っておりますので、必ずしも収支バランス云々で評価すべきではないと思っておりますが、そういった点から、森林づくり県民税、12月の森議員からの質問にありましたが、10年間で84億円、これは静岡県下として税金が入る。これを当町分としてはどのように使って、例えばバイオマスエネルギー循環事業に活用していくのか、そういう点をお聞きしたいと思います。

そして、今、計画を進めております木質バイオマス事業の中の一番大きなペレットの製造工場、これが平成20年稼働、平成22年フル生産に入っていきたいと、こういう計画のようなんですが、この採算性といいますか、どのように今、設計をされておるのか、初期投資が約2億6,000万円ということあります。そのうち当町の方の持ち分はどうなのか、あるいはランニングコストはどうなのか、こういったような観点から、トータルとした木質バイオマスエネルギー循環事業の具体的な展開策をもう一度お聞きしたいと思っております。この点について、よろしくお願ひします。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 今の再質問、2点に分かれていると思います。バイオマス関係の事業と森林の力再生事業、関連しておりますけれども、森林の力再生事業の方から述べさせていただきます。

森林の力再生事業、年間で8億4,000万円を県全体で県民税としていただいている。その分、志太榛原農林事務所管内には約9,400万円の配分というか、計画としては上がってあります。それをどのようにこの地区に配分するかは、仕組みの整ったこと、先ほど言いましたように事業者、そして森林所有者というか権利者、こういった方々と協定が済んだところから随時事業を実施していくというシステムになっております。したがって、川根本町に幾ら枠があるというようなものではございません。

といった経緯がございますので、私もこのごろ森林組合の運営委員会等に出席いたしまして、役員の皆様、森林組合の皆様に、この森林の力再生事業の意義、あるいは当町として

の積極的に推進していくことをお伝えしながら、なるべく多くの協定が結ばれるよう、行政としても力をあげるけれども、森林組合としても推進をお願いしたいということで、森林組合役員会等に出席してお願いをしております。これを利用することによって荒廃森林というのをしっかりと守っていきたいと考えております。

しかしながら、県全体で通常の森林補助事業というか、森林事業費は18年度ベースで120億円あります。これが全県下にさまざまな森の力を維持するために使われております。今回の8億4,000万円、それに比べれば小さな額でありますけれども、これを両方しっかり活用することが大事かと思っております。また、金額は少ないですけれども、森林の力再生事業というものの今回改めて意義があるのは、下流の方、県民全体で森を考えようということで、直接森の生活にかかわりのない方々もお金を出していただいた、そういう貴重な財源でありますので、これを成功させることができ、これから森づくりに大きな影響を与える。額は8億円、120億円に対して8億円でありますけれども、大きな意味は持っていると。特に山村に住む我々は、そういうことをしっかりと意識しながら、この事業の成功に向けて努力していかなければならんと考えております。

それから、木質バイオマス事業に関してですが、本来この事業に着手したのは、先ほど議員からも御指摘あったように、なかなか林業の活性化あるいは森林の持続的な管理の方法を見つからない。そうした中で、ただ困った、困ったということではないから、何かこうした一つの需要のきっかけあるいは新しい時代の要請を受けて、森の力を活用する事業はないかということで検討した結果が、このバイオマス循環モデル事業であります。

これも単年度でぱっとした事業ではありません。14年度から調査を初め、15、16、3年間の調査期間を経て現在に至っております。したがって、これはもちろんペレットを生産することもありますけれども、また新エネルギーという新しい世界的な需要にこたえるという意味もありますけれども、最終的には林業のあるいは森林の力の継続的管理、そのため実施するというふうに位置づけてあります。

しかし、大変財政的状況が厳しい中、どうかといって幾らでもそこに公的資金を注入してもいいという状況ではありませんので、今、厳しく採算を精査させていただいております。現時点ではペレットの競合品というのは灯油でありますので、灯油の価格から考えますと限界が35円以下、ペレットのキロ当たりの生産単価が35円以下がぎりぎりのラインだというふうに思っております。競争力を持つには30円程度でやっていかなければ競争力がもたないという試算は持っております。現在、我々の試算では30円と35円の間を行き来しております。場合によって原料の調達の比率が変わっていく、いわゆるこれからさらに林業の木材需要が停滞して、いわゆる今我々も一つの当てにしている廃材等、あるいはチップのいわゆるおがくず等そういうものの減少した場合は、35円のラインを超す場合もありますので、そうなってきた場合には経営的にも厳しいという形になりますけれども、現状では採算ができるというような形で試算をしております。

こうしたものも我々が考えているのは、廃材等だけを使えば生産は安く上がるわけですけれども、我々の思いは、先ほど言いましたように、少しでも森に資金を返したいという思いでありますので、何とか安いシステムを開発しながら、林地残材を活用し、それを林家あるいは林業所有者の方にお返ししたい、その思いでこの事業を進めておりますので、採算性と公共性のバランスをとりながら進めていきたいと思いますけれども、採算を度外視して事業を進めるることはできないと考えております。

議長（佐藤公敏君） 原田全修君。

4番（原田全修君） バイオマス事業ですが、先般、当局の方から、森林組合の方に対する説明会があったというように聞きました。そこに参加された方々から、間伐材を受け取ってくれるということであるが、非常に単価が安い、これではとても買い取ってもらいたいという気持ちになってこないと、この辺をもっと何とか工夫することができないのかというようなことを聞いて、私は実はきょうここで森林づくり県民税とか景観伐採だとか、あるいはこれは私、内容をよくわかっておりませんが、林野庁が平成17年度から、間伐材等地域材実需拡大支援事業のうち、木材ペレット利用推進対策事業というのが展開されているようなんですが、こういったようなもの、いろんなものを使っていって、林業家あるいは森林組合といいますか、こういった林業に携わる方々が、この木質バイオ事業に対して納得できる形で参加ができるというような形を、こういった税金だとか町の予算だとか、こういったものをそこに充当してやることができないのかと。そうすれば原料確保というものは十分できるんではなかろうか。そして、生産性も確保できていくんではないかというふうに私は考えております。この点について、もう一度お伺いをしたいと思います。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 私も何回か森林組合の説明会に行かせていただいて、大まかな予想ではありますがということで、買い取り価格等の一つの試算をさせていただきました。それは我々が林業経営者として考えた、でも決して高いものではありませんけれども、通常山に放置され、一銭にもならないものが多少でもなるというそうしたことと、もう一つは、幾らなら動くけれども、幾らなら出さないとかというよりも、やはり行政あるいは矢崎総業との連携の中で、こうしたペレットという一つの仕組みをつくった。

その中で、林業家としてあるいは森林所有者として何ができるのか、そういった立場で、傍観者というよりも1つの仲間に入りながらお互いに知恵を出していく、そういった仕組みを今後つくっていかなければならぬかなというふうに思っております。

先ほど言いましたように、本来現在の石油価格、いわゆる灯油価格からすると、ほとんどのペレット材料の原料は破材あるいは樹皮、としたものでなさねば基本的には採算が合わないというのが全国の例であります。

しかしながら、コストを切り詰めることによって、何とかそこに山の未利用間伐材を入れたい、そしてある程度のパーセンテージまではそれを入れても何とか採算が合うというのが

今の現状であります。しかし、それは先ほど言ったように決して高い額ではありませんけれども、今まで林地に放置されて価値がゼロだったものが少しでもお金になるということ。これはやはり私は大きなきっかけになるだろうと。また、今後の石油事情等によっては、こうしたペレットの採算ベースというのも変わってくるというのも予想されますけれども、現時点では、だから高く買うということは、先ほど言ったペレット自体のコスト高につながりますので、慎重に対応しなきゃならんと思っております。

議長（佐藤公敏君） 原田君。

4番（原田全修君） 一番初めに私、申し上げましたように、このバイオマス事業このものが成否を問うという、そういう狭い感覚で私はとらえたくない。最終的に山が活性化できる、林業が活性化できる、雇用の場が確保できる、こういったところを目標にして、その第1ステップとして木質バイオマス事業、ペレット製造工場が誕生すると、こういうふうな将来を見込んだ設計がなければ、私はこういった燃料事業を開始するということは、非常に危険なものであるというふうに思っております。

ですから、収支だけを見るんじゃなくて、将来的なものも見ながらの政策が大事じゃないかと、こういうふうに思っておりますので、ぜひとも多面的な有効な税金投与、あるいは場合によっては当町独自のいろんな基金がございます。これは3月議会で板谷議員からの指摘にもありましたように、基金の再編が考えられないのかというような話もありました。こういったことも含めて、どうしてもリスクはしょわなきゃならないと思いますし、そして先行投資も必要かと思いますので、そういった点もよく考えた施策をお願いしたいと思っております。

時間がありませんので次に進ませてもらいますが、バイオマス事業と並行して、町長からのお話もありましたような森林セラピーの話、これはぜひとも進めてもらいたいと思っておりますが、大井川の木で家を作る会というのが、これ藤枝にあります。そして、この会は町長ももちろん御存じだと思いますが、この藤枝市の建築会社が中心となった川根材、大井川材を使っていこうじゃないかという、こういう下流側の方から我々上流側の方に対するエルは送られてきております。そういったことも考えていくと、私の提案にありますよう、関係事業者が一体となった仕組みづくり、システムづくりというものが需要ではないか。

もっと具体的に言いますと、この地域に生産工場、加工工場というのもつくっていくんだというくらいの、まずは基本計画みたいなものがあってもいいんではなかろうか、そんなふうに思います。その点についていかがお伺いします。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 私もこの藤枝の団体とも私の山に来たこともありますので、活動については十分大事な活動だと思っております。また、こうした団体と上流域がしっかりと連携をすることが、これからも必要であろうと思っております。上流が、先ほども答弁で申したように、やはりその主体となって関係、いわゆるユーザーに直接接している工務店あるいは

製材関係あるいは木材を生産する林業関係、そういう方々が、やはり利害を超えて1つのグループあるいは組織をつくることが大事かと考えております。

また、今後、原料を、木材をどう加工し、それを使っていくかという中で、今、製材工場というような御指摘も受けましたけれども、我々がもしこの地域として考えるなら、一般的な製材工場というよりも、この地域の特性を生かした、あるいは新しい分野に進出できるようなそうしたものを考えながら、ピンポイントのそうしたものをつくっていくということが大事かなというふうに思っております。

現在のいわゆる製材工場というのは、港の近くの、外材も含めて、国産材も含めて大型工場へシフトしております。そうしたことを考えると、そこに我々のような小さな規模の林業地域が対抗するのはちょっと無理かと思います。しかしながら、板の加工とかあるいは特徴のある在来工法の原料を供給する、こうした特殊な、特殊というか、特徴ある木材の活用方法を検討しながら、そこで活路を見出す方法が必要かなというふうに思います。

例えばブロック型のハウスを提供している地域もありますし、また特殊な加工をして防腐処理をした板をカンシしている加工、あるいはがらっと変えまして、環境に優しい木材だということで、認証制度を活用した木材の提供、こうした本当にさまざまな取り組みをさせているピンポイントの取り組みというのが、今後この地域には必要かと考えておりますが、これは十分先ほど言ったように、我々としても、行政としても情報を提供しながら、こうしたグループの中に投げかけ、あるいは行政としてもやるべきことをやっていかなければならんと思っております。

議長（佐藤公敏君） 原田全修君。

4番（原田全修君） 今、町長のピンポイントの工場というお話をありました。おもしろい発想だと思っておりますし、ぜひ実現に向けて御努力をお願いしたいと思いますが、3月の議会で、私はこの地元の建築会社が既に開発をしているという、カントリーハウスの間伐材を使ったログハウスというものを紹介させてもらいました。例えば既に地元にそういった力もあるんだということとあわせて、今、町長の言われるようなおもしろいといいますか、新しいタイプの工場というか、そういうものがつくられていくような、そしてやはり山が動き出すというようなことをもくろんだ林業振興ということをお願いしたいというふうに思っております。

時間がありませんので次へ進ませてもらいますが、鉄道・バスの利用につきましての民間事業者との連携、これを検討するとありました。最近のスクールバスの運行委託入札結果を一つの事例としてと、こういうふうに申し上げましたが、この回答がありませんので、回答をお願いしたいと思います。

私、なぜスクールバス運行委託入札結果を一つの事例としてというのは、実はこのスクールバスの運転手をやった、今はやめられた方からのお話があったわけです。はっきり言いまして、賃金というのがめちゃくちゃ安くなってしまったと、こういう話がありました。

過日、建設課で建設物価という、これは日本の建設ばかりではありませんが、いろんな単価、賃金が一覧になっているこういった表があるわけなんですが、こういったような建設物価、公共工事費の積算に当たる労働者に支払われる賃金ということで、例えば交通誘導員は8時間で8,400円だというふうになっております、これは静岡県ですね。ということは、1時間当たり1,000円強ということになるわけなんですが、実はこのスクールバスの運転手につきましては、これよりもさらに悪いと、具体的に言えませんが悪いということあります。

そして、朝晩拘束はされていながら実際の運行する時間、これをハンドル時間と業界は言いますけれども、そのハンドル時間、午前中1時間、午後3時間、合わせて4時間。4時間掛ける先ほどの交通誘導員の単価よりもさらに低いという単価を掛けていったときに、1日に受け取る額は幾らかと容易に計算ができます。それが月間どのくらいになりますかというと、容易に計算できます。8万円程度ということになるんです。

私が申し上げたいのは、こういうふうなせっかく町営というような事業がありながら、結果的にこういった非常に低い賃金で雇われている。それをどこの企業が請け負っているかといいますと、これも静岡県内の企業ではなくて、どこか遠くの関東の方の企業である。

私はこういったようなことが、一番初めのテーマであります雇用の環境というものを上手に当局、町行政はつくっているのかと、こここのところに疑問があるということあります。この辺について、スクールバスを事例にとってひとつ御回答をお願いしたいと思います。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 現在の運行会社は、スクールバスを大新東静岡支店、町営バスを武州総合サービス静岡営業所が運行しております。こうした入札制度によって契約をしているというのは、やはり住民に必要なサービスを、より効率的に低コストで提供することが大事だというふうに思っております。もちろんこれはあくまでも運行安全管理を徹底するという前提でありますけれども、多くの住民の方々の要望から町営バスというのを走らせ、そして多くの父兄の方々あるいは学校統廃合というような、そうした社会的な事情からスクールバスを走らせております。

この町営バスあるいはスクールバスが、ほとんどの人がこれは絶対残してほしい、必要だろうと、これからも必要だろうと思っているし、我々もそう思っております。そうした中で、財政的な制約がある中でこれを維持するのは、やはりそうした外部委託をしながら何とかバスシステムを残していくという、これを堅持していかねばならないと私は考えております。もちろん一番いいのは、その地域の雇用とか、あるいはいろいろなものを、地域性みたいなものを加味しながら、なおかつバス運行というのが確保されるのが一番理想な形かとは思いますけれども、現在の役場の財政状況あるいは今後の財政状況を考えれば、さまざまどうしても役場が介入していかなければならぬ、あるいは役場が主体的にやっていかなければならぬさまざまな事業ということがあります。それを確保するためにも、こうしたことをしてサ

ービスは確保する、コストはもうぎりぎりまで、あるいは安全が確保されるぎりぎりまで考えていく。そういったことがこのバスに限らずすべての分野で私は必要だと考えております。議長（佐藤公敏君） 原田全修君。

4番（原田全修君） どうも認識の違いがありますが、低コストで住民にサービスを充実させていくという大きなとらえ方は、これはもちろんそのとおりであると思います。ですから、例えばコミュニティバスにつきましても、低料金で住民に乗っていただくという考え方、これはもちろんそうであるべきだと思います。

ところが、過当競争、はっきり言いまして過当競争化しているということから、非常に当初の委託料金が相当低下してきて、結果的に運転手の方にしわ寄せが来てしまっていると。そうしますと、受託する会社はどういう考え方を持っているかといいますと、当然ながら自分の会社の利益というものはそこで確保しておいて、あのコストをどう下げるかということになりますと、この地元の非常に優秀なドライバーを低賃金で雇ってやればいいと、こういう考え方になるわけなんですが、それがこの地域住民にとって歓迎される形なのかということを、よく考えてみる必要があるかと思います。

私が知っている限りでは、相当まだ若い人、定年にはまだまだ相当長い時間かかるような人が、先ほど申し上げましたようなこういった低い給料でもってしばらくはやっていたが、とてもできないということでやめたと。その受託会社の方は年金生活者を雇えばいいんじゃないかというような考え方を持っている。そんなことで果たしてこの地域が活性化していくでしょうか。そうではないと思うんですね。

ですから、住民サービスというのはそういったところも含めて、低料金で乗ってもらうということはいいんですが、そこに働く地元の人たちが、私はまあまあの賃金をもらっているよと言えるくらいのところまで私はもとへ戻すべきだという考え方、それをするためには、また地元の企業でなければこういったこともできないのではないかというふうに思っております。その点についていかがか。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 先ほどもありましたけれども、拘束時間がある割には運行時間が短い、そういったことの解消のために、解消というよりも、そういったことも踏まえて、スクールバスの活用等も課外活動の事業等、そういったことも行っております。

それから、私はやはりこれから行財政改革、あるいは集中改革プランがありますけれども、やはり雇用問題とこうしたバスの運行というのをはっきり、重なる部分もありますけれども区別して考えなければ、この厳しい行財政改革あるいは集中改革プランというものの目的が達成されないと私は思っております。

私は、今の状況、旧時代にバスを始め、路線を追加したときも、これは絶対必要だと、これからも必要だということは、これからもこれは守っていかなければならんということで始めた事業であります。当然それに従って町の支出も増えたわけでありますので、それをやはり

しっかり踏まえながら、ある程度料金をいただきながらこのバスを仕組む。そして運行管理というのは、極力経費を削減する中で適正なコスト、あるいは中で運行することが大事だと思っております。また、入札に際しては、当然落札業者と見積もりの内容等を精査した上で、適正であるということで契約を結んでおりますので、そうしたチェックもやってあります。

議長（佐藤公敏君） 原田全修君。

4番（原田全修君） 30分という時間に縛られますので、十分な議論ができなくて残念なものですから、これにつきましては後日、また改めて担当課あるいは学校関係の方々、お話をさせてもらいたいなと思っておりますので、これについては打ち切らせてもらいます。はっきり申し上げまして、これでは納得できないなという私は実感しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、最後の川を使ったレクリエーション・スポーツ、カヌーでございます。塩郷ダムという具体的に申し上げましたのは、これは私がずっと前から、川根高校のカヌー部の立ち上げの一一番最初のころ、PTAの関係で塩郷ダムというところに意識がかなりあったという背景もあってこういうことを申し上げました。

そして、大井川の水の量というのも、これはカヌーのレジャーというもの、あるいはスポーツというものを考えたときに大きく影響します。私はこういった産業、この地域の産業として成長ができる分野であろうかというふうにも私は考えておりますので、この川にある中電塩郷ダムというのも、単なる水をためる池ではなくて、遊びができ、スポーツができ、練習ができ、そういう多面的に活用をするようなことをこちら側から、行政側からも、あるいは住民側の方からもどんどん申し上げていくべきじゃなかろうか。そして企業との協調関係もつくって、このまちづくりを進めていく必要があるかと。そして何度も言いますように、雇用の場を確保していくんだと、こういうふうな展開でこれをとらえていきたいというふうに思っております。

経済活性化がなかったら、幾ら意識的な活性化、活性化と言っても、若いたちはこの地域に残ってくれません。自分の働く場がここになければ、楽しめる場がなければ、若者はどんどん出ていってしまいますし、どんどん生産年齢人口減少が進んでいくと、そういう危惧をしております。

ぜひそういったことでよろしくお願ひしたいと思いますが、もう一度申し上げます。塩郷ダム湖あるいは大井川、こういったようなものをこれから多面的に、多角的に使っていくような政策をぜひ検討をしていくということを、御答弁をお願いしたいと思っております。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 昨年、決着しました大井川の流況改善の動きに関しても、やはりこれから返していただいた水を、我々が自分たちの暮らしを守るために、あるいは生活環境を維持するために使っていくんだと、そういうことが大事かと思っておりますので、大井川、当

町の流域に限らず大井川全線の活用、あるいは大井川そのものを地域資源としてとらえていくという考えは、議員のおっしゃるとおり私もそれを利用した事業というのを、事業にしろ活動というのを展開していかなきゃならんというふうに思っております。

塩郷ダムに関しては、ダムの管理所ともお話しさせていただきましたけれども、また我々カヌーの場合は、川根高校カヌーの場合はフラットウォーターでございますので、流れがある、あるいは距離の問題、そして放流溝の問題等がありますので、安全性の問題がありますので、行政として積極的に現時点では動くつもりは考えておりません。

議長（佐藤公敏君） 原田全修君。

4番（原田全修君） 行政として積極的に動いていただきたいというのが私の提案であります。というのは、ここに今、ダムがあったとしても、川というのはダム所有者のものではないわけなんで、万民のものなんですよね。ダムというのも川の一つなんです。ですので、ダムの施設というのは所有者のものかもしれません、湖面というのは万民のものである。そして、それが安全性とか危険というような言葉が出てまいりますと、そこへ入ってはいけないということになりますが、入っていってもいいような施設にしていくべきだという考え方もそこにあろうかと思います。

そういうたとえで、初めからあきらめてしまうんではなくて、そういうたとえにどんどん話をしていく、河川管理者あるいはダム所有者、こういったところへどんどん勇気を持って話をしていくという、そういう姿勢が必要かと思います。

そういうものをやっていかないと、やはりまちづくりというものはなかなかできていかないんじゃないかな、そんなふうに思いますので、ぜひそういうふうな勇気を持っていただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（佐藤公敏君） これで原田君の一般質問を終わります。

11番、鈴木多津枝君、発言を許します。

11番（鈴木多津枝君） 日本共産党の鈴木多津枝でございます。

小泉内閣の総決算と言われる骨太の方針が最終段階を迎え、景気回復を理由にさらなる増税や医療、介護などの負担増押しつけの猛あらしが吹き荒れ、庶民の暮らしはますます深刻なものになっています。庶民には景気回復の実感もなければ、実態もないのは言うまでもありません。小泉改革の5年間で行われた庶民増税と負担増は13兆円にもなり、逆に法人税減税は12兆円にも上り、サラリーマンの年収は97年をピークに90万円も年間減っていると言われます。

若者や女性の2人に1人が年収200万円以下の非正規社員で、生活保護世帯は100万世帯が増えました。自殺者も増え続け、8年連続で3万人を超える、そのうち経済苦が原因の自殺者が7,700人もおられます。政府が庶民増税や社会保障の切り下げの理由にしている景気回復は、ほんの一握りの一部上場企業が、リストラや下請絞りなどで年1兆円を超すぼろもうけ

をしているに過ぎないのに、そこは減税をしたままで、庶民には恒久的減税だと約束した定率減税までも廃止するというものです。景気回復したから増税すると言うなら、一番ぼろもうけをしている大企業や大銀行からきちっと税金を払わせるべきです。

地方においても、このような小泉改革を推進してきた人たちの責任は重大で、今こそ庶民を守れの声を上げるべきではないでしょうか。国の借金が本当に大変だと言うなら、日本が出す必要もない3兆円もの米軍基地移転費用や、赤字の空港、赤字の高速道路、赤字の施設などもうこれ以上つくらせないことです。そして、住民に一番身近な町政は、国の悪政から町民を守り、町民に生きる勇気を与えることができることこそ必要ではないでしょうか。

そこで、このような深刻な状況のもと、町ができる町民支援策について、通告に従って質問をいたします。具体的でだれもが納得できる温かな御答弁をお願いいたします。

まず1点目は、町長が厳しい厳しいを連発されている町の財政についてです。

1、合併特例法による交付税の算定がえがなくなる合併10年以降、5年間で本来の交付税額に削減される額を、町は2億8,500万円と見込んでおられますか、甘い見込みではないかと心配です。またこの場合でも、5年間は毎年6,000万円近い削減をしなければならないわけで、どのような対策を考えておられるのか伺います。

2、合併の財政効果の一つに職員を10年間で29人減らす計画を上げていますが、川根本町の適正な職員数をどれくらいと考えているのですか。また、単純に職員を減らすだけでなく、適材適所の配置や課長職を減らすことなど、もっと先にやるべきことがあると思いますが、また財政計画の入件費の推移が、18年から20年は増え続け、その後も減ったり増えたりして、この数字の増減は一体何なのか、説明をお願いいたします。

3、地方債の借り入れが18、19年、22、23年は10億円を前後に増えていますが、公債費は21年以降は1億円近く減っています。返済の据え置きがなくなる合併から10年後以降の公債費の見込みはどのようになるのですか。

借り入れの据置期間が過ぎた後も公債費が増えるわけですけれども、その推移が出されていません。合併10年目の公債費額でも7億5,000万円近くもあり、その後は19年、20年の返済も始まって、財政硬直化を招くのは大変重大な問題です。住民の福祉、暮らしを守るためにも、不要不急の多額な特例債事業の見直しが必要ではありませんか。

4、数億円を予定している総合支所の建て替え計画は、地域の人たちの声を聞いて、真に住民が必要とする計画に見直すべきと思いますが、旧中川根側の住民の方たちの意見をどのように集約されるお考えですか。

次に、2点目に入ります。

どの子も等しく教育を受けられるよう、就学援助制度の実態と改善について伺います。

就学援助制度は、生活保護を受給している要保護者、市町村が生活保護受給者に準ずる程度に困窮していると認めて支給する準要保護者を対象に、学用品や給食費などを補助する制度です。所得格差の拡大により、全国的には受給者数は年々増加し、1995年度には約77万人

だったのが、2004年度には約134万人の2倍近くになりました。

ところが、国はこの増加に歯どめをかけることをねらって、2005年度からは準要保護への国庫補助金を廃止し、全額市町村の負担として交付税措置に変えてしまいました。確実に交付される保証のない一般財源化された交付税措置では、多くの自治体が認定基準を厳しくして受給者を絞っているのが実情で、深刻な問題となっていますが、当町は財政力が低いこと也有って、もし町が出した分は基準財政需要額に加算されますので、むしろ支給対象者を増やして、子育て家庭を応援していくべきではないかと思います。

1、それで次に2つの質問をいたします。当町の現在の受給率は何%ですか。過去5年間の受給者数の推移はどうなっていますか。

2、受給資格と手續はどのようにになっているのですか。

3点目は子育て支援で、父母の間でも期待の大きい乳幼児医療費補助の拡充について、再度あるいは再々度になりますけれども、また改めて伺います。これまでも繰り返し要望してきたことですが、小学校卒業までのすべての子供に引き上げて、近隣のどこの市町よりも安心して子育てできる町にしたいとは思われませんか。何が実施のネックになっているのですか。それとも、やる必要がないと考えておられるのなら、その理由は何かを伺います。

4点目は、町営バスの全町的な運行の見通しについてです。一度に全部を運行ということは無理かもしれません。でも、可能なところから取り組んでいくということは、旧本川根側の住民の人たちの気持ちを考えると、合併で実現を心待ちにされている人たちがたくさんあるので、このままにしておくことはできないと思います。実施に際しての問題点なども含めて、どのような状況になっているのか、取り組みの進捗状況を伺います。

最後ですけれども、介護保険法の改正でどのような影響が出ているかについてお聞きいたします。

昨年10月からは施設での居住費、いわゆるホテルコストや食費が保険から外され、完全に自己負担化されました。全国ではこの負担増に耐えられず、3,200人ほどの入居者が退所したであろうと推測され、今後さらに増え続けると言われています。入所者だけでなく、ショートステイやデイサービスなどの在宅介護サービスの利用者にも、利用制限をせざるを得ない人が出ているなど、深刻な状況が報道されています。

また、4月から値上げされた介護保険料が、7月分からさかのぼって上乗せして徴収されることになります。それでなくても65歳以上の高齢者には、公的年金控除の縮小や老年者控除の廃止、定率減税の半減に加えて、ついこの前は125万円以下の非課税措置の廃止など、税制改正が繰り返し繰り返し行われ、収入は変わらないのに保険料の区分が上がってしまったり、これまで受けられていた負担軽減や減免措置、あるいは福祉サービスなどが受けられなくなる人たちが出るなど、行政のきめ細かな対応がなければ深刻な事態が生じかねません。

その上、16日に閉会した国会では、会期末直前に高齢者の医療費の窓口負担増や長期入院患者からもホテルコストを徴収したり、入院ベッド数を大幅に削減して病院から締め出す医

療改悪案が、自民・公明、与党の賛成多数で可決成立したばかりです。実施されれば、今以上に介護サービスの利用者が地域に増えることになり、それだけでなく、負担の重さに必要なサービスも受けられず、まさにお金の切れ目が医療、介護の切れ目となりかねない状況が生まれています。

今こそ住民一人一人が見える小さな自治体の本領を発揮して、1人の孤独死者も介護難民も出さない行政の決意と、住民を守るきめ細かな対応が求められていると思うのです。

そこで、介護保険法改正後の当町の影響について、実態や今後の予測、対応などについて伺います。

1、要介護度に対する平均利用率がどれくらいになっているのか、要介護認定者の限度額に対して、今の利用率がどれくらいになっているかをお聞きいたします。

2、在宅介護者のホームヘルプサービスの制限の影響はどんな状況でしょうか。

3、施設入所者の居住費や食費の自己負担化による影響はどうでしょうか。

4、ショートステイやデイサービス利用の影響がどんな状況になっていますか。

5、新予防給付の導入による影響はどうでしょうか。

6、必要としていたサービスを減らさざるを得なくなった人たちがおられますか。もしもあるたら、町独自の支援策をどのように考えてありますか。

7、介護保険条例で定めてある減免の基準は誠実に実行されているでしょうか。申請者への資産調査や預金残高調べなど、行き過ぎた調査を行っていないかお伺いいたします。

以上、7点についてお答えを求める。

議長（佐藤公敏君） ただいまの鈴木多津枝君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長。

町長（杉山嘉英君） 鈴木多津枝議員の質問にお答えいたします。

大きく分けて5つの項目かと思いますけれども、就学援助制度については、後ほど、教育長より御答弁させていただきます。

それでは、1点目の町の財政についてであります。算定替えがなくなる10年以後の減額が甘いんではないかという御指摘だと思います。地方交付税は、地方公共団体が行うべき財政需要について措置・交付されるもので、合併により、規模効果により財政需要も減少し、それに従って地方交付税も減少します。

しかし、合併による経費の節減は、合併後直ちにできるものばかりではないことから、合併が行われてから10年間は、合併関係市町村がそのまま存続したものとして算定される普通交付税の合計額を保障し、その後5年間については、保障額を段階的に縮減していくことによって、合併市町村が合併により地方交付税上の不利益をこうむることのないよう、特例として合併算定替えが設けられております。

合併算定替えによる加算額については、平成17年度の普通交付税の算定基準・基礎数値をもとに、財政シミュレーションによる普通交付税の減少率を考慮し試算したもので、不確定要素の多い中での一例であり、将来の人口や地方交付税制度改革により大きく変化する可能

性があります。

肝心なのは、旧町の垣根をなくし、一つの町としての体制を一日も早く整えることにより、効率的・効果的かつ経済的な町政運営をしていくことであると考えております。

また、財政シミュレーションについては、平成32年度までのものを平成17年度決算分析と、平成18年度普通交付税の算定基準の決定をもとに7月に作成し、お示ししたいと考えております。7月にずれ込むであろう2006骨太の方針についての分析等を行いながらシミュレーションも行いたいと考えております。また同時に、財政改革プランも編成中でありますので、そうしたこともあわせて、こうしたシミュレーションに反映できていければと考えております。

職員の適正な数ということではありますけれども、適正な職員数をどの時点においての数値とするか、またどのように把握していくかにつきましては、今後の事務事業・組織等の見直し及び定員適正化計画の策定と計画の進捗状況によりますので、現時点では明確にはお答えできませんが、一つの目安として、総務省の地方公共団体定員管理調査において基準となります第8次定員モデル、平成20年4月1日時点でおおむね適正な水準として位置づけられる、そういうモデルにおいて試算しますと、教育行政、現状では30人、国保、現状では4人、水道3人、温泉1人の部門職員を除いた一般行政部門の川根本町職員147人に対して、定員モデル数値は134人となり、13人超過していることとなります。これも一つの目安にしていきたいと考えております。

10年以後の公債費の見込みという御指摘であります。合併特例債事業は、元利償還金に対し70%の普通交付税が交付される大変有利な起債です。合併特例事業債を活用することは、財政運営上、大変有効なものですが、事業を実施する上で必ず検討しなければならないのは、費用対効果分析を含め、町にとって本当に必要な事業かどうかの判断です。

近年の地方交付税の改正では、地方交付税総額の抑制・削減の議論の中で、小規模町村への措置がさらに縮減されるなど、町の財政運営は厳しさを増しています。

総務省では、人口と面積を基準に配分する新型地方交付税の導入が検討されています。この中で、人口が少なく1人当たりの行政コストが高い自治体が大幅な歳入不足とならないよう配慮する措置や、離島や過疎地向けには必要な財源を確保できるよう、人口と面積だけでは配分額を決めない仕組みが検討されております。

交付税措置があることで安易に合併特例事業債を実施することなく、事業の必要性・規模・実施年度を慎重に議論した上で、町に必要な事業へ合併特例事業債を積極的に活用していく考えであります。

また、新町建設計画に記載された事業の実施の有無により財政状況がどう変化するかについても、7月に作成する財政シミュレーションの中で明記するようにしたいと思います。大きな事業を行うことによって投資的な経費にばらつきが出ますので、そういったことも含めたシミュレーションを実施したいと考えております。

総合支所の建て替えについては、住民一人一人の意見を聞くために、住民の代表である議会や区長及び団体員から選出された方々で構成された川年本町役場総合支所建設委員会が、その役割を担っていただけるものと確信しております。また、議会での議論が住民の声を代表するものとも考えております。

続きまして、大きく分けて3番の乳幼児医療費補助制度についてであります。何回か答弁しております。それと変わりませんけれども、乳幼児医療費助成事業の対象年齢については、県では平成16年12月1日より、乳幼児医療費助成制度を未就学児まで拡大する改定を行い、旧両町及び本町ではそれに合わせ、統一した実施をいたしているところで、母子家庭等医療費助成、重度心身障害者医療費助成などとともに、県と統一した改定、運用を行っていくものであります。したがって、小学校修了までの補助制度との御意見でありますか、現在のところ実施する予定はありません。

こうした新しい補助制度の拡充というのは、町の財政状況あるいは中・長期的な状況の中で、総合的にさまざまな助成制度、補助制度というのは考えていかなければならない。個別に当たっていけば、必ずそれはやはり必要な制度だと思いますけれども、それをやることによって継続的な町政運営ができるかどうか、そういったことも加味しながら、こうした補助制度というのを考えていかなきゃならない、そんなふうに思っております。

続きまして、町営バスの運行の話であります。

町営バスは、先ほども答弁申しましたように、2路線を民間会社に運行管理委託を行っているところであります。昨年の合併により町域がより拡大化し、より広域的な公共交通政策の充実は必要と考えております。

現在、川根本町が所管する公共交通機関は、町営バスと外出支援サービスの2事業であります。いずれも旧中川根町の事業を現在に引き継ぐのですが、現段階においては、稼働区域が旧中川根町内に限定された事業展開となっております。

このうち外出支援サービスについては、今年度秋を目標に、川根本町全域がサービス区域となるよう事務を進めているところであります。旧本川根領域には民間営業会社がありますので、現在そことの調整作業あるいは指導機関、陸運との協議等を行っているところであります。

これによって、町内に点在する公共交通機関空白域の方に、公共交通サービスの提供が可能となると考えております。当面はこの外出支援サービス事業を優先事項として推進したいと考えております。

また、町営バスについては、現在建設中の国道362号バイパス工事竣工の見込みが出たところで、諮問機関である路線バス対策委員会の答申等を受け、鉄道路線との連携も視野に入れながら、総合的に判断したいと考えておりますので、現時点において全町的な運行の予定は考えておりません。

介護保険法の改正についての7つの質問を順を追ってお答えいたします。

平均利用率という御指摘であります。

平成17年度1年間の介護保険認定者の認定の平均は449人、サービス受給者の平均は373人、平均受給率は83.1%となっております。

介護保険からの支払いは2カ月後となることから、制度改正後のデータは一月分のみとなります、平成18年4月末の認定者は453人、サービス受給者は371人、受給者率は81.9%となっております。制度改正前の平成14年4月末の認定者は453人、サービス受給者は369人、受給者率は81.5%となっており、一月分のみの比較ではありますが、サービス受給者率は昨年同月比0.4%の増となっております。

ヘルパーの生活支援の制限による影響という質問であります。

訪問介護の予防訪問介護への制度改正は、新予防給付としてサービス利用者本人の生活機能の維持・向上の観点からそのサービスを再編したもので、単に生活機能を低下させるような家事代行については、本来できることをヘルパーに行ってもらうことによって自立への障害となっているという観点から、その期間、必要性、提供方法等の見直しを行ったものであります。

なお、同時期に、居宅介護支援事業所への従来の介護給付でのケアマネジメントの訪問介護の取り扱いの適正化として、日中独居の認定者の方への生活支援サービスを、本来の日中の時間に、本人のためにそれが行われなければ支障があるかなどの判断基準の徹底を行ったことについて、制度の改正と誤解された利用者もおられると思います。

今後、制度の周知と適正な運営、また地域包括支援センターを相談窓口とした、より利用者の自立を目指すプランへの御理解と、個々への対応とする利用計画の作成など、介護予防事業の充実を進めていきたいと考えております。

施設入居者の居住費や食費等の自己負担化による影響であります。

介護保険制度の昨年10月の制度改正にあっては、今後急速に増加することが見込まれる介護費用を、サービス利用者の公平な負担の見直しなど、将来にわたって持続可能な制度として構築を目指したものであります。

施設に入所されている方の介護保険制度の費用額においては、在宅においてサービスを利用されている方との利用者負担の公平性や介護保険と年金の調整の観点などから、施設給付の見直しとして、居住費と食費を保険給付の対象外とし、利用される施設と個別の契約に基づく利用者負担としたものであります。

これに合わせて、低所得者、第1段階から第3段階の居住費、食費については、利用者負担の上限が定められ、特定入居者介護サービス等費による補足的給付が行われております。平成17年度で施設入居者は年度当初105人、年度末106人で、退所者の事由は死亡によるものであります。平成17年度10月の制度改正以降の施設サービスにかかる給付費は、月平均710万円弱の減、低所得者層への特定入所者介護サービス費は月平均282万円弱の支出となっております。

ショートステイやデイサービスの利用の影響であります。

ショートステイ及びデイサービスは、新予防給付として従来の時間単位の報酬制度から、月単位の定額報酬制度に変わってあります。これは事業者が利用者一人一人のケアを包括して請け負うことにより、共通的サービスと選択的サービスを組み合わせ、週何回、何時間、どのようなサービスを行うと効果が上がり、自立した生活につながるかなど、事業者が検討し、利用者と相談の上、個別計画の作成を行うものであります。

したがって、サービスを利用される方は、従来の利用回数、費用単位で画一的に比較されるのではなく、自分にとっての充実した日常生活や目標をイメージして、どのように身体機能をアップさせるとどれだけ行動が楽になるかを自覚して、事業者とよく話し合われることが必要です。

また、要支援の方のケアプランを作成する地域包括支援センターや在宅介護支援センターへ相談されることで、より効果的・効率的なサービスの情報を受けることができると思っております。

新予防給付導入による影響はであります。

新予防給付は、平成18年4月から導入された従来の介護給付から、状態の維持・改善の可能性が見込まれる要支援1及び要支援2の方を対象とするサービスであります。このサービスは通所系サービス、訪問系サービス、福祉用具貸与・販売、住宅改修費支給、ショートステイなど介護給付に相応するサービスで構成されています。

通所系サービスの利用に当たっては、要支援者のケアプランは、地域包括支援センターで作成されますが、サービス提供事業者がアセスメントや個別計画など利用者と相談の上、決められ、介護予防訪問介護では、利用者が自立した日常生活を送れるようになるよう支援するサービスが求められます。

福祉用具貸与では、要介護1を含め要支援者本来の認定制度に適応しないことが、かえつて利用者の生活機能を後退させてしまうこと等から、特殊寝台、車いすなど5品目が原則として保険給付の対象から除外されました。

この適用に当たっては、6ヶ月以内の経過的措置はありますが、改正目的での自立支援の意義を利用者へ御説明しているところであります。また、利用者のアセスメントや要介護認定データなどから、客観的必要性が認められる場合にあっては、認定区分変更申請措置などの対応を御案内しているところであります。

サービス減に対する町独自の支援策ということであります。

今回、平成18年4月の介護保険制度の改正は、介護予防事業、包括的支援事業、任意事業からなる地域支援事業の創設と在宅サービスを見直し、軽度者に対する保険給付を、より自立支援に役立つサービスの提供として新予防給付に再編したもの、比較的重い要介護度の方であっても、住みなれた自宅や地域で、実情に応じた柔軟な体制での介護サービスが提供される地域密着型サービスが設置されるものです。

これは主として予防重視型システムへの転換を行うものであり、これまでの介護給付サービスが予防給付サービスに移行したことにより、対応するサービス量と比較して減少された方もおられます。これは対象者の能力に応じた自立した生活の実現を支援するための個別の目標を持ち、計画されたものであります。

今後も定期的な計画の評価、計画の見直しなどにより、計画に基づく適切なサービスの実施を行っていきます。また、地域包括支援センターを窓口とし、在宅介護支援センターとの連携や、居宅介護支援事業所への支援など、介護保険法の基本理念である自立支援をより目指す対応を行っていくものであります。これら介護保険制度の趣旨にかんがみ、現在、町独自の支援は考えておりません。

減免の基準は、資産調査や預貯金残高調べなど行き過ぎはないか。介護保険法第12条に規定する減免等の取り扱い、その他町長が必要と認める場合にあります。住民税非課税世帯であって、その世帯の実質収入見込み額が、生活保護法による生活費認定基準額以下であることや、資産等が生活保護の要否判定基準以下にあることを定めたものであります。保険料第3段階の第1号被保険者の保険料を、第1段階の保険料に減額するものであります。資産については、さまざまな基準がありますけれども、その基準、この減免を受けようとする方の相談受付票と申請者の申告書等をもって行うものであり、同調査や預貯金の残高確認など、プライバシーの保護等に最大限の配慮をもって当たるものであります。

なお、非課税世帯で年金のみ収入80万円以下の第2段階の第1号被保険者にあっては、第1段階相当の調整率となっていることから、この適用には当たらないものと考えております。十分プライバシーの保護に配慮しながら、やはり適正状態を調べるために調査は必要かと考えております。

以上、私の方からの答弁は終わらせていただきます。

議長（佐藤公敏君） 教育長。

教育長（澤村迪男君） 鈴木議員の質問に答えます。

議員の質問は、学校教育法第25条、同40条にかかわるものと解します。同法の規定にかかりまして、本町では川根本町要保護児童及び準要保護児童・生徒認定要綱を、昨年9月20日に、教育委員会告示第4号として発しております。

1点目の現在の受給率はいかほどの質問でありますけれども、現在、要保護児童・生徒はありません。準要保護児童・生徒就学援助費を支給している児童は1.26%、生徒は1.69%であります。

また、過去5年間の推移ですが、平成17年度2.89%、生徒1.74%、平成16年度児童2.41%、生徒1.71%、平成15年度児童2.81%、生徒0.51%、平成14年度児童1.54%、生徒1.45%、平成13年度児童1.22%、生徒1.30%であります。なお、ただいま申し上げた数値につきましては、旧中川根町だけのものであります。旧本川根町においては、過去5年間受給者は皆無であります。

2点目の受給資格と手続について申し上げます。

受給資格、つまり認定要件についてでございますけれども、先ほど申し上げた要綱の第4条に規定しております。例えて言いますと、保護者が地方税法に基づく個人の事業税の減免、市町村民税の非課税減免または固定資産税の減免、国民健康保険法に基づく保険料の減免または徴収の猶予、児童扶養手当法に基づく児童扶養手当の支給など、さらに保護者の職業が不安定で生活状態が悪いと認められる者、経済的な理由により欠席日数が多い者などです。

認定に当たっては、基本的には当該世帯の収入額及び需要額に基づいて審査を行い、前年度の収入額が当該年度の需要額の1.3倍未満の者であります。

次に、手続ですが、保護者が教育委員会に就学援助費申請書を提出していただければよいのですが、PTA総会とか就学時説明会などに出かけまして、保護者の皆様には、学校や民生委員などに相談してくださっても結構ですと話してありますので、そちらの方面から提出していただく方法もあるかと思います。

以上であります。

議長（佐藤公敏君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 最初の財政の問題から伺います。算定替えの問題ですけれども、合併して10年後から減らされる5年間の額を2億8,500万円と見込んで、私はそれを甘くないかと最初に申し上げたわけですけれども、それは合併前によく話題に上った、必ずしもそういう比較をしてはいけないという県の指導もあるみたいでありますけれども、類似団体における交付税額ということで比較をよくやったことがあります。

そういうときに、合併して10年後以降に減らされる額は本当に大きいよという認識でいたもんですから、2億8,500万円というのが非常にこれだけでいいというか、覚悟がそれくらいでいいのかなということで、もっと本当にきちんとした覚悟をしなければいけないんじゃないかという気もしました。

参考までに類似団体の比較をしますと、川根本町の人口規模と同じ9,000人台というのが、私がいただいた資料はもう古いもので、合併前の話だったもんですから、5年前のもので平成13年ですか、かなり古いものですけれども、金額においてはそんなに変わらないんではないかと思うんですけども、人口規模9,000人台がなくて、その当時8,000人台のところを見ますと、河津町が8,700人ということで、基準財政需要額が23億4,000万円で、交付税額が約14億円交付されております。それから松崎町でも8,517人で、基準財政需要額が22億6,700万円のところ、交付税がやはり14億5,600万円ということで、もう一つ中伊豆町が8,312名で、基準財政需要額が20億6,200万円に対して交付税額が9億7,300万円、ここは収入が多いところなんですから交付税額が少ないという状況になっていますけれども、川根本町の10年後の交付税額、シミュレーションによると21億1,500万円ということが出されていますけれども、そこから2億8,500万円がこれくらいで済むというか、本当は済ませたいと思うわけですから、これくらい削減されたとしても5年間で削減されると5年後、15年後ですね。

今から言うと14年後ですか、18億6,500万円の交付税になるということで、これはもう一つの本当に数字ということで、これが決定ということでないというのは、もう重々わかっている上で申し上げるわけですけれども、さらに4億円スリム化をしなければならないのではないかと私は思うわけです。

この18億6,500万円という15年後の交付税額を考えただけでも、4億円ぐらいのスリム化が必要ということになるんですけれども、町長は先ほど職員の定数、適正な人数というんですか、適正というか、一つの目安として今現在147人、一般事務職ですね。教育委員会とか外したところの数字を言われたんですけれども、147人に対して134人ということで、13人ほどが超過しているということで、10年間の職員削減を29人ぐらい見ているということで、これは非常にオーバーの超過削減というんですか、計画を立てていて、もし29人減らすことでのこの交付税削減算定替えを乗り切れるというふうに考えておられるとすれば、十分というか、対応が可能になっていくなというふうに私は思いました。

でも、むやみに29人削減ということは多分やらないとは思いますけれども、その前に答弁がなかったんですけれども、課長職が非常に多い町になっていますので、そこら辺の整理をしていくことが重要ではないかと思うんですけれども、私の今述べました交付税の見通し、もし御意見があったらお聞きしたいし、その課長職を課を減らしていくということについてのお考えを聞かせてください。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 29人減らすという表現をされておりますけれども、あくまでこれは退職者不補充という形で、退職者の方が出た、それに対して毎年2名の補充でいった場合、総体的に10年間で29名が減るという形でありますので、これに対してはまだ例えば補充の仕方によって大きな幅があるということあります。

もちろん行政ですので、行政サービスをやるにはある程度充実した職員体制というのもあるかと思いますけれども、それを裏づける人件費の割合が過大になれば、やはり財政を圧迫するということで、こういう定員適正化を図っていかなければならんと考えております。

また、課の問題は、当然組織の見直しは、これは今年のいろいろな計画にも上がってきますけれども、これは毎年やっていくものでありますので、当然状況に応じて、あるいは職員体制に応じて変わっていくんだろうというふうに思っております。ただ単純に課長職を減らすからという意味ではなく、こういう組織が必要だから、その組織はこういう課長をトップに、これだけの組織が必要だろう、あるいはこれだけの職員で効率的にやっていくには、こういう課の体制が必要であるという検討を隨時しながら、その中でこの職には何人、係長が何人というようなことになっていくんだろうと思っております。

それから、財政シミュレーションは本当にこれはシミュレーションであって、現時点で我々が予測される一番の数字をここにお示しさせていただき、先ほど述べたように、18年度の交付税の概略あるいはいろいろな改革の進行状況を受けて、また再精査させていく、こう

いったことを常にやっていく必要がこれからはあるだろうと考えております。一つのこういうことをすればこうなるんだという、一つのそれこそそれがシミュレーションでありますので、10年後の姿を確定するものではないと思っていますけれども、目安を持つことによって、それに向かう改革の意欲も上がりますし、必要性も多くの方に認識できると考えております。

議長（佐藤公敏君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 町長の答弁を聞いていると、本当にそういうふうに甘くていいのかなと、それは必要なところは置いて、必要でないところを減らしていくと、当たり前のことですけれども、やはり目標が最初にあってしかるべきではないかという気がするんですね。

職員削減についても、私は職員を削減しろというふうには思いませんけれども、でも合併した以上は、やはり自治体に合った職員数にしていくというのは、住民サービスの事業をやっていく上でもこれは絶対に必要なことだろうと思います。

その意味でも、職員に住民サービスに当たっていただくという見通しを立てて、これくらいの職員を置きますというふうに言われるなら、それは十分に理解できるわけですけれども、そういう見通しがない中で、今の職員の体制を新規採用不補充という、退職者が減った分を補充を減らすんだというような考え方ですすると10年間を過ごしていくということを、私は町民の人たちには許されないんじゃないかなと思います。

一気に交付税が減らされるときになったときに、そりや大変だ、やっぱりもう一回合併するよりほかないなんということに、私は二度となってほしくないと思いますし、やはりきちんとむだを省いて、町民に住民サービスができる町をつくっていかなければいけない。それはもう合併をした町の絶対の課題ですので、例えば学校や保育園なども減らしていくという議論が、これからどんどん出てくると思うんですけれども、もしそういうところを減らせば、さらに基準財政需要額が下がって、交付税も減らされていくわけですから、私は町長にもう少しきちんとした見通し、本当に町を守る姿勢を示していただきたいと思います。そういう点では先ほどの答弁は非常に不満でした。

次に、総合支所のことについて再質問をしますけれども、職員がそれでも29人、機械的に減らすんじゃないよというお話ですけれども、それでも職員の削減はやっぱり、削減というか減らすんではなくて定数が減っていく、自然減は免れられないわけです。今後そういうときに総合支所をどういうものをつくるのかということが、まだ全く形が出ていないわけですけれども、私は最初の質問でも言いましたように、やはり一番必要とする地域の人たちの声を十分に聞いてやるべきで、役場中心でも、もちろん住民の人たちがそれを望めばいいですけれども、例えば今度徳山にできる小規模多機能施設ですね。松岡さんが事業所を開設しますけれども、ちょっと預けてどこかへ行ける、介護が必要な人たちを預けられる、そういう気軽に身近に高齢者を見ていただけるような施設も、千頭側の人たちは望んでいるんではないかと私は思うんです。

そういうことをきちんと住民に何が必要か、そこを確認して計画を立てていただきたいと

思うんですけれども、この点どうでしょうか。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 総合支所に関しては、どういった機能を持たせるのか、あるいはどういった設備というか、が必要なのか、あるいはどういった規模が必要なのか、そういうものを十分検討しながら、またそういうものを行政の案として提出し、建設委員会等で十分議論していただきたい。また、当然予算を伴うものでありますので、町民の代表たる議会の審査をしてきた上で実現に向かっていきたいと考えております。

議長（佐藤公敏君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 十分に地域の住民の人たちの声も聞き取っていただきますよう、重ねてお願いをいたします。

それで、次に移りますけれども、質問の順番でやりますので、就学援助制度について再質問をさせていただきます。

就学援助制度、当町は要保護という、生活保護世帯ですね、基準はいらっしゃらないと、受給者はおられない。だけれども準要保護ということの部分で、町は生活保護基準の、前年度の需要額の1.3倍未満の人、いろいろ規定をしていますけれども、そういう世帯に対して、本人から申請があれば支給していますというお答えで、それでも本当に支給状況を見ると、多くていいという問題ではないかもしれませんけれども、今の格差社会ですね。どんどん本当に楽な人は楽に、本当に私たちが想像もつかないような所得を取る人たちもいらっしゃるでしょうけれども、とてもこの町にはそういう方たちはいらっしゃらないんじゃないかな。むしろ本当にどんどん苦しくなっていくという人たちの方が多いのではないかと、そういう町の状況の中で、受給率が非常に1.何%ですか、そういう受給率というのは非常に少なくて、本当に権利として子供を育てる、義務教育の機会均等や、それから教育を受ける権利ですね。そういうことの上につくられた就学援助制度が、本当に申請をしやすくなっているんだろうかということが非常に気になります。

全国的には受給率は10%を超えてます。それで静岡県は、ところが5%以下になっていて、その5%以下で全国でも本当に低い方だと言われているんですけども、多いところではもう30%を超えているところもあるんですね。そういうところがある。町のそれは努力によって困らないように本当に一生懸命PRをして、受けやすい制度にしていく。それで、茨木市などは21.7%、大和市では31.1%、平成16年度ですけれども、こういう状況が生まれているわけですけれども、当町はそこが1.何%でとどまっている。これでは本当に、本当に限られた人しか受給されていない。

そうではなくて、もっと気軽に受給できるものなんだよということをやっても、町としてそんなに財政的な負担がかかるものではないと思うんですね。最初に述べましたけれども、国が準要保護の部分について補助金を廃止してしまった。そのことで受給を減らしている、抑えている町もあるわけですけれども、当町はそういうことをしなくても交付税措置がされ

る町ですので、本当にこういう制度を活用して子育てをしていらっしゃる父母たちに、もっと気軽に申請ができる、修学旅行とか入学の学用品とか、そういういろいろな支援があるんだよということをお知らせすれば、本当にこういう補助がもらえれば、もっと気軽に子育てができるんじゃないかなという気もするんですけども、町のPRの仕方、もう少し研究してみられるという考えがないか、お聞きいたします。

議長（佐藤公敏君） 教育長。

教育長（澤村迪男君） 少し今のこととかわるかと思いますけれども、受給者がゼロの学校へ行きました、学校訪問で。そのとき私も気になりましたので、そのような傾向のある子供さんはいませんかというふうに聞きましたら、校長、事務職ともに大丈夫、ありませんという話がありました。

また、先ほど静岡県のものが5%以下だというお話をしたけれども、私の手元の資料ですと、静岡県は4.1%であります。当町は1.5%から2.5%あたりを推移しているかというふうに思いますけれども、それが多いか少ないかということについては、いろいろ議論があるかと思いますけれども、今後一層またあらゆる機会に、そういうことの周知徹底はしていくつもりであります。

以上であります。

議長（佐藤公敏君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 町長、次は乳幼児医療費の質問です。もう答え、これは何回言つても頑固な町長の答えが変わるはずはないだろうと思いながら、それでももしかしたら町民の人たちに、こんなに町長は閉塞感があるから合併するんだと言われたものですから、今こういういろいろな形で負担増が押し寄せている町民の人たちに、何か1つぐらいは明るい希望を与えるといいう気になつてもらえないかと思いまして、また再度質問をいたしましたけれども、残念ながら予想したとおりのお答えで、本当に子育て支援を最優先にするという考えに立っていないということに、私はもう本当に残念というか、少し怒りを覚えています。

つい先日ですけども、よそからお嫁さんに来られて、小学校1年生に上がったお子さんと、下にあと2人小さいお子さんがいらっしゃるお母さんから言われました。小学校に上がった子供さんが歯医者さんに治療に通っていたんだけれども、治療が継続して、小学校に入学した途端に治療費が高くなつてびっくりしたと。何でそういうことを町はきちんと教えてくれたり、もっと補助をするようにしてくれないんだというふうに言われました。

これは何か学校の説明のときも、小学校に入ったらもう乳幼児医療費の補助はなくなるんですよとか、町からの通知もそういうものもなかつたということで、嫌なことは言いたくないんだねというふうに言われました。本当にお母さんたちにとっては、町は嫌なことをしているというふうに受けとめているわけですよ。もっと嫌なことじゃなくて、本当に助かるね、こういう町でよかったねという教育環境のよさも生かして、本当に若い人たちがここに子育てに戻ってきてくれるようなまちづくりをするべきだと、私は思うんです。

簡単にこの町から出でていかない。いや、よそに行けば、子供の医療費が高くなるから、やっぱりちょっと不便でもここから通おうかとか、ここにいようかとか、親もいるからとか、そうやって若い人たちを引きつけられる町にしていく努力を、私はやるべきだと思います。

できない理由もちょっと聞き漏らしたんですけれども、財政問題で言えば、600万円ぐらいあれば小学校卒業までできるという答弁が前にありましたので、本当に一般会計の予算の600万円というとわずか0.1%です。1000分の1です。町の最重要課題である少子化対策、子育て支援ということで、何はさておいても必要なことと位置づけて取り組む決意を持てば、これくらいのお金は融通できない額ではないと思います。不要不急の補助金や備品購入、委託料、本当に優先順位を見ると疑問が出てくるものもたくさんあります。そういう中で、私はこういうわずかな額で、子育てしている御両親に大きな勇気を与えることができる乳幼児医療費について、町長はもう一度考え直すべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 子育て支援に関しては、やはりこれからの大きな課題であり、また長としてもそれを推進していくなければならないというふうに思っております。子供を育てるということが、現代の社会経済情勢の中では、両親を初め家庭の負担になっている面もありますので、そういうものを地域全体で支えるということで、さまざまな少子化対策等が行われております。

また、この地域に合った独自の少子化対策と、大げさなものではありませんけれども、お父さん、お母さんを支える制度が必要だろうとは思っております。

しかし、乳幼児医療費補助がすべて、それがなければ少子化対策ができないのかということではないだろうと。やはりこうした問題も、先ほど言ったようにさまざまな改革をやった中で、どうしても町民の方々、あるいはこれが必要という議論の中で、こうした制度の上乗せ補助というのは議論されるべきではないだろうか。これがいいからこれをやりなさいという議論ではなくて、全体を見渡す必要があるだろうと思っております。

それから、600万円という議論がありましたけれども、予算をやっている人間としては、600万円というのは途方もない大きな金額であるということだけは御承知おきください。

議長（佐藤公敏君） 許された質問時間30分が過ぎましたので、ここまでといったしたいと思います。

これで鈴木多津枝君の一般質問を終わります。

それでは、11時10分まで休憩をいたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時10分

議長（佐藤公敏君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

小籔侃一郎君、発言を許します。3番、小籔侃一郎君。

3番（小籔侃一郎君） 3番、小籔でございます。初めての体験で少々緊張しております。よろしくお願ひいたします。

まず1番目、全国品評会について、2番目、地域と川根茶について、3番目、お茶と地場産業について、4番目、地域づくりについて、この大枠4件について質問をさせていただきます。

まず本年、平成18年一番茶は3月末の凍霜害、4月の低温で新芽の成長がおくれ、そして5月は走り入梅と天候不順に泣かされた一番茶時期でありました。「こんな茶どきはいまだかつて知らんこんだ」、茶農家が話す姿は苦渋に満ちた表情がありました。大自然の前にいかんともしがたい農作物、茶の宿命を感じるとともに、我々は大自然の中で生かされているんだという思い、同時に人の知恵という言葉を連想して過ごしてまいりました。

さて本年は、第60回全国お茶まつり静岡大会が川根本町で開催されるというチャンスをいただき、全国に川根茶、川根本町、大井川川根地域をPRすると同時に、町の活性化を図る絶好のチャンスととらえ、町を挙げて上位入賞、農林水産大臣賞、産地賞を獲得する気概を持って、出品者を中心に当事者の皆様の心労は想像を絶するものであったと思われます。

長い間の茶園管理はもちろんのこと、被覆作業、不順な天候をにらみながら摘採の準備、そして摘採、夜遅くまでの製茶作業、また調製作業と全神経を研ぎ澄まし、お茶づくりされた関係者に尊敬の念、敬意を表するものであります。

町全体が全品に關心を持ち、各指導機関の力添えをいただき、JA大井川、茶業各種団体、役場と一大行事であったわけでございます。身近な担当の産業課、事業課、役場職員、JA大井川営農担当を初め、皆さんの働きは高く評価され、そのような声を私も聞いております。すばらしいことであります。

それで、これら出品茶の概要をまずお伺いいたします。そして開催地、産地として出品茶の製造ができ上がり、審査会、大会へと外に向けて行事が続していくわけで、第2、第3ラウンドへの取り組みについてと、あわせて川根お茶街道事業の進み具合をお伺いいたします。次に、地域と川根茶についてでございます。

川根地域、とりわけ川根本町にあっては、川根茶そのものがまちづくり、各地域づくりに大きくかかわっております。住民が誇りを持ち、作りがい、生きがいの作物がお茶であります。5月の茶時期の活気は、町民全体がこの活気を実感できるものであります。本年の茶期は、前に述べた気象条件等でやや低調であったのは残念でしたが、茶に対する土気高揚のため、第60回全品は期待が大きいものであります。

町の茶業に対するもろもろの施策は一定の成果を上げてあると思われます。各地区にできた共同製茶工場もそうですが、川根本町には約150の個人製茶工場があります。それぞれの茶工場では、共同製茶工場とは違ったそれぞれの思いをもみ込んだ川根茶が生産され

ています。個人製茶工場では、いわゆる賃もみが行われ、生産者の意向を酌んで製茶され、農家の誇り、作りがいを生産し、生きがいを生み、この地に住む活力となっております。大切な資源と考えますが、このような小規模茶工場に対する町の支援策をお伺いします。

それと、振興策の一つとしてJA川根茶業センターができましたが、稼働状況がわかりましたらお伺いをいたします。

3番目に、お茶と地場産業についてでございます。

5月、6月の茶期を過ぎると、茶農業に携わる労力も少なく、作物のほとんどがお茶という川根本町にあっては、第一種兼業農家よりも第二種兼業農家が多く、川根本町での商業、工業での事業所へ就労している数は相当おられます。第一次産業よりも第二次産業、第三次産業からの収入が家庭を支え、地区が成り立っている現況が見えます。企業、事業所も厳しい経済環境の中、それぞれが頑張りズムを發揮し、町経済に貢献しております。これらの事業所と行政とのパイプをより太くしていくことが大事だと思います。町長の考えをお伺いします。

4番目に、地域づくりについてでございます。

全国的に山村地域の問題点として、人口減少による人の空洞化、農林地の荒廃による土地の空洞化、集落機能の脆弱化による村の空洞化が言われております。3つの空洞化、それぞれ我が町に思い当たることでございます。

とりわけ人の空洞化は、内容が変化して、人の流出はやや沈静化しております。人口構成の高齢化が進み、新しく生まれる子供の数が少なく、高齢者の死亡により徐々に、しかし確実に縮小していく人口自然減社会に入ってきたというものでございます。

6月8日付静岡新聞、6月17日、NHKテレビで報道されておりましたけれども、高齢化率38.5%ということでございます。現実にどのような数字かと申しますと、こちらが10人でございます。この上が3人ありますけれども、この13人のうち5人が高齢化の年齢ということになります。13人中5人が38.5%の数字でございます。2030年には全国平均が30%台に達するという数字もあります。

本町は、その意味では高齢化率ではほかより先発組として認識し、住民全体で元気な集落づくりをする必要があります。これが川根本町のまちづくりにつながると考えます。地域づくりの第一は、住民参加の場づくりであります。町長は3月議会、澤畠議員の答弁の中で、各区、地域での行政懇談会を、行事が詰まっているけれども実施したい旨の発言がありました。厳しい日程の中、いつごろからか、予定、構想をお伺いします。

また、高齢化とあわせて少子化も進行して、先ほど来のそれぞれの質問の中、あるいは答弁の中でもございましたけれども、子供の数も減少し、川根本町中部・南部地区には小学校が3校であります。教育長に、小学校施設の基本姿勢、ありましたらお伺いしたいと思います。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。ありがとうございました。

議長（佐藤公敏君） ただいまの小籔侃一郎君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長。

町長（杉山嘉英君） 小籔議員の質問にお答えいたします。

まず、全国茶品評会についてあります。

本年度の一番茶は、議員御指摘のとおりまさに天候不順とも言える気候に翻弄され、摘採計画に大変苦慮した一番茶であったと認識しております。

このような条件のもと、今年度の第60回全国茶品評会出品茶の摘採製造につきましては、4月25日の被覆開始から5月15日の最後の出品茶の摘採製造終了まで延べ21日間という、品評会出品としては長期間にわたるものとなりましたが、普通せん茶10キロの部に12点、同じく30キロの部に5点の出品茶が製造されました。また、出品に向けての最終段階であります調製作業も、6月18日までに終了したところであります。

出品茶は、出品者の方々の日ごろの丹精込めた茶園管理の成果あふれる、いずれ劣らぬ高品質の出品茶が製造され、大井川農協の内覧会においては、高い評価をいただいております。当町では、これまでの全国茶品評会において、11回の産地賞と10回の優等を獲得しており、この結果が今日の川根茶産地としての名声に結びついていることは、皆様御承知のことであります。

今後8月22日から25日に、静岡茶市場で開催される第60回全国茶品評会の審査会においても、上位入賞はもとより農林水産大臣賞、産地賞といった好成績をおさめることができるよう、今後も関係機関と綿密な情報交換と、対応できることはすべて対応していきたいと考えております。こうした思いでお茶をつくっている、そういったこともしっかり情報発信をしながら、川根茶の取り組みを皆様に知りたいと思っております。

また、当町を会場に開催される全国お茶まつりは、キャッチフレーズも「しづおか・お茶発見伝～お茶は心のおもてなし～」に決定し、これを受けて県・茶業会議所等からなる実行委員会において、来場者がお茶を味わい、さまざまなお茶の体験ができる本物のお茶を発見することができるようイベント内容が現在検討されて、準備が進められております。

概要を申し上げますと、中川根中学校体育館において、大会会長である静岡県知事ほか多数の来賓の御臨席のもと、大会式典が挙行されるのを初め、役場前広場・職員駐車場等において、全国茶品評会出品茶及び入賞茶、フォトコンクール等の応募作品の展示や全国茶品評会入賞茶を味わうことができる呈茶空間や、お茶とスイーツとの組み合わせを体験できるコーナーなどが企画されており、当町としても、こだわりの川根茶を体験できるコーナーの企画を進めており、大会期間中にさまざまな体験、展示等を通じて、本物のよさを見直していくとともに、当町で生産された川根茶で全国からの来場者をおもてなししたいと考えております。

また、川根お茶街道の進行状態の御質問であります。

昨年に発足いたしました川根お茶街道、その後の基本計画の策定等が進み、今年は、先ほど言いましたように全国品評会の年でありますので、3月15日に、より川根茶を親しんでも

らうため川根茶フェアの開催、そして関係者が一体となって川根茶のPRを進めるためにも川根茶の日を制定し、4月21日とし、記念式典も行いました。また、今回の全国茶品評会をこれからの地域振興につなげるということで、川根茶塾の開催も決まり、7月に第1回の開校式を迎え、年間を通して川根茶のさまざまな魅力を、より多くの方々に知っていただく企画を検討しております。

お茶街道は各種お茶関係団体、行政も含めてかえった団体でありますので、こうした団体が手を取り合って、お茶の振興あるいは川根茶ブランドのさらなる向上を図る活動を、これからも積極的に進めてまいりたいと思っております。事務局的な機能を担うまちづくり観光協会、そして川根茶業組合、そして川根本町役場が連携しながら、今後等の作業を進めていきたいと考えております。

地場産業についての御質問であります。

個人の製茶工場に関する支援策についての御質問でありますが、現在当町では、個人の製茶工場を対象とした補助制度と利子補給制度を設けており、補助制度としては、認定農業者の製茶工場における製茶機械の更新・増設を対象とした町単独緑茶加工施設整備事業を設けており、今年度も6件、補助金額として約300万円の事業実施を予定しております。

また、利子補給制度として、農業近代化資金及び農林漁業金融公庫資金といった農業制度資金において、年2%を超える利率を対象として、年2%を限度とした先進的農業経営体育成資金利子助成金交付制度を設けておりますが、近年の低金利の状況から、当制度の対象となる事例は生じておりません。今後とも個人の製茶工場に対する支援というのは、こだわりのあるお茶をつくる意味でも大切なことと考えております。

次に、大井川農協川根茶業センターの稼働状況ですが、川根地域の3カ所製茶工場が老朽化したことに伴い、安全で安心な茶づくりと、年間を通して高品質なお茶を安定供給できる施設として整備され、この4月から稼働しております。

関係者に状況をお聞き取りしたところ、5月末における一番茶の荒茶受入数量は35万キログラムで、前年対比102.5%、受入金額は11億1,000万円で、前年度対比94%となっております。受入平均単価は3,154円と聞いております。

また、もう1点の大きな項目のお茶と地場産業、幅広い意味での地場産業についての御指摘であります。

茶業と地域の産業についてですが、議員のおっしゃるとおり町内の農家ですが、昨年のセンサスによりますと専業農家が112戸、第一種兼業農家が153戸、第二種兼業農家が419戸、計684戸の農家のうち、約60%が二種兼業農家であります。

そのような中、現在、川根本町で農業以外の事業所が約100事業所あり、それぞれ厳しい経営環境の中で地域住民の雇用の場を提供していただいていることに、改めて敬意をあらわすものであります。

その事業所の組織として経営者連絡会が設立されていまして、経営に関する研修会、情報

交換、雇用問題等会員相互の連携を図りながら事業を展開していただいております。本町ではこのような事業者の経営資金を対象に利子補給をさせていただいております。また、行政としましても、今後ともこれらの事業所、そして事業所の団体であります商工会と連携をとりながら、雇用の創出、地域づくりに取り組んでいきたいと考えております。我々の暮らしを守るためにも、こうした方々の日ごろの活動がなければならないと考えておりますので、しっかりとした対応をしていきたいと考えております。

地区別懇談会についての御質問であります。

3月でも答弁いたしましたけれども、地区別懇談会あるいは行政報告会について開催を計画しております。本年度は合併し、本格的な年度の年でもあり、さまざまな住民の意見、あるいは総合計画や行政改革の大綱の編成でありますので、途中経過を報告しながら御意見を伺いたいと考えております。

財政的な一つの指標となります17年度の決算の概略をお示しできる8月中旬から開始できればと考えております。また、本年度はイベントも数多く考えてありますので、地域事情や時期を考慮しながら、区長会あるいは区長の皆様と相談しながら開催を決定しております。全地区35地区ありますので、その地区ごとの開催は時間的にも無理がありますので、その地区的開催数については区長会等と相談させて、開催回数等については、開催場所も含めて区長会と相談させていただいて決めていきたいと考えております。

少子化については、教育長の方から御答弁をいただきます。

以上です。

議長（佐藤公敏君） 教育長。

教育長（澤村迪男君） 小籔議員の質問に答えます。

議員の質問は、旧中川根町には現在小学校が3校あるけれども、少子化に伴い今後どのようにするのか、基本姿勢を述べよというふうにとらえました。

本町は合併し日は浅いですけれども、既に9ヶ月経過しております。したがいまして、旧中川根町、旧本川根町というとらえ方でなく、川根本町として考えたいと思います。

初めに、川根本町の小・中学校の現状について少し述べます。

小学校は4校で、普通学級24学級、養護学級2学級、合計26学級。中学校は2校で、普通学級9学級、養護学級1学級、合計10学級であります。

小学校の普通学級の児童数は392名で、学級の最小人数は9名、最大人数は28名。中学校的普通学級の生徒数は235名で、学級の最小人数は23名、最大人数は28名であります。

かつては1学級が75名もいたと聞きます。私も55人の学級を受け持ったことがあります。室内を移動することすら大変で、一人一人を理解し、向き合い、その子に合った指導をするなどということは不可能でした。その後、学級定数が45名になり、40名になりました。現在では基本的には40名ですが、状況によっては35名でと、学級の人数が減少しております。一人一人を把握して適切な指導をするには、人数が少ないとこはいいことであります。

教育科学という言葉がありますが、教育は、特に公立の義務教育学校では、子供を使っての教育に関する実験をすることは極めて難しいので、学級あるいは学習集団の適正規模は何人であるかは諸説紛々であり、定説はないと言つていいかと思います。

さて、平成16年6月の中川根町議会での質問に、「どの学校も校長を中心として教職員が努力し、地域の皆様の支援を受けながら、どこに出しても恥ずかしくない特色ある活気に満ちた学校教育を推進している。その中で子供たちは明るく元気にのびのびと育っている。少人数の指導については、文部科学省も県教委も推進しているところである。小さいながらも特色があり、一人一人の子供が楽しい学校生活が送れるように支援をお願いしたい」と述べましたが、今も全く同様の考えであります。

しかし、そうはいってもこの地域には、かつては分校を含めると18小学校、9中学校合わせて27学校ありました。その後、統合に統合を重ね現在に至っています。未来永劫、今の学校数が最善というものでもないと考えます。この先、状況の変化に伴い、本町の学校教育について、改めて皆さんで考えていただくときは来るとは思います。その際には、例えて言いますと、川根本町における義務教育のあり方検討委員会のような組織を立ち上げていただき、方向を定めていただくことになろうかと存じます。

以上であります。

議長（佐藤公敏君） 小籔侃一郎君。

3番（小籔侃一郎君） 3番、小籔です。

先ほど全国品評会についてお伺い申し上げました。その中で3月議会のときでしたか、地名の農林センターの中に手もみの研修施設、あるいはJA大井川川根茶業センターの取り合い道路のことが話の中に出ていたような記憶があったんですけども、その2つ、全国品評会に合わせて、いずれも大事なものだと思いますけれども、どんなふうな具合でありますか、お伺いします。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） まず1点目の農林業センターの手もみも含めた交流センターの施設は、現在補助申請等を進めております。しかしながら、国の山村事業等の適用を受ける事業でありますので、事務手続を適切に行っていかなければなりませんので、11月の品評会に合わせたという対応は、現在ちょっと無理という状況であります。

ただ、建設は進んでおりますけれども、それに合わせて完成というのは、事業の規模あるいはそのスケジュール等から見ても無理があるというふうに考えております。

それから、バイパスの関係については、建設課長の方から状況について、取り合い道路の完成状況という御質問だと思いますけれども、状況についていただきます。

議長（佐藤公敏君） 建設課長。

建設課長（山田俊男君） それでは、上長尾バイパスの進捗状況につきまして、お答えをいたします。

現在も地権者の皆さん、地主の皆さんに買収に伴う交渉を継続中であります。現在のところ、いつ着工というような情報はいまだ入ってございませんけれども、この11月10日、11日に開催されます全国のお茶まつりの関係につきましては、昨年度も県庁の土木次長を初め地元である島田土木事務所の川根支所にも強くお願ひをいたしてまいっております。

したがいまして、バイパスの起点である温泉スタンドから、新設されましたJAの製茶工場までの区間につきましては、当日においては完全なる施工には及ばない可能性もございますけれども、製茶工場までの乗り入れ、あるいは大井川の河川敷を利用した駐車場のバス等を乗り入れた場合の駐車場の確保につきましては、できるものというふうに考えております。

以上であります。

議長（佐藤公敏君） 小籔侃一郎君。

3番（小籔侃一郎君） 3番、小籔です。

それからもう一つ、11月の大会の件でございますけども、3月の議会では担当課長より、土・日を避けて金曜日・土曜日にして、これは宿泊の問題で、収容できないときのことを考えて金・土にしたということでございました。それで、先ほど町長の答弁の方から、お茶は心のもてなしということでお話がございましたけれども、全国から集まる消費者あるいは業者、いろんな方があると思いますけども、こういうようなお茶は心のもてなしというような感覚を持ちまして、民泊を考えてもよろしいかなと思いますけれども、そのような取り組みについて、あるのかないのか、民泊についてお伺いします。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） この大会の宿泊関係については、県の実行委員会、茶業会議所が事務局を持って、県の実行委員会がやっております。そして、それは県の全国の実行委員会を通じてそういった業者に委託されております。その業者から、この地域も含めてこの大井川流域の宿泊施設に、宿泊者の希望も含めて割り振る形になるかと思っております。

また、仕組み上、もう民泊と言ってもいろいろな受入条件の整備等がありますので、現時点ではそれを、今回の大会を民泊にということは考えておりませんけれども、過去のカヌーの大会の民泊とか、あるいは先ほど言いましたように、今後のこの地域の振興を考えると、そうしたことでも地域活性化の一つになろうかと思っておりますので、お茶街道の中でこうしたモデル事業を体験するなりしながら、町民の方々のこうしたものに対する参画を促していくたいと考えております。

議長（佐藤公敏君） 小籔侃一郎君。

3番（小籔侃一郎君） 小籔です。

それから、先ほど個人工場について、補助あるいは利子補給のお話がございました。その中で、補助に関しては認定農家という言葉が出てきました。補助をするに当たって、そういう一つの基準を設けるというのは理解できますけれども、認定農家に当てはまらない個人工場もいっぱいたくさんあるわけでございまして、その辺のところを何かしできるような方向

性、そういうものを検討していただきたいなと思います。

それから、全品でお茶摘みさんと相当な延べ人数の出役を願ったわけでございますけれども、そういう関係者に、全品出品者に対して出品に協力してくれたと、そういう意味で何か記念の品を町からも贈って、それからそういう大会の盛り上げの一助にするのも一つの考え方だと思います。

それから次に、地区懇談会、行政懇談会という話がございましたけれども、各地区も大切でありますけれども、区、先ほど答弁の中にもありましたように、地域づくりの単位として200戸から400戸、それぞれが顔見知りである面識集団単位の事業の展開が今、話題にのっております。その中に村づくり協議会、これは協議会の長は区長とは別の長をつくりまして、そこから新しい価値を、その地域の中からつくり出して育てていく、そんな地域づくりのワークショップの立ち上げがいろいろ話題になっておりますけれども、そのような現在の各区でない地域づくりの単位として、小学校区あるいは先ほど言いました面識集団の単位の村づくりの集団の単位、そのようなことのお考えはいかがでしょうか。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 3つほどあろうかと思いますけれども、とりえずまとめてお答えさせていただきます。

認定農業者とか認定農業者以外の総合的な農業支援とはどう考えるかということでありますけれども、当然一つの枠を引かなければ補助制度というのはなかなか適用されないという面もありますけれども、逆にさまざまな人がかかわることによって、地域の地場産業を支えるということもあります。

そうしたことも含めて、今回、川根本町の農業総合支援協議会、これは認定農業者のことについても協議するのが大きな議題となっている協議会でありますけれども、農業のことを総合的に考える協議会等も出て、設立してありますので、そういった中で、支援に対する関係者の御意見等を聞きながら、皆様に納得できる支援体制あるいは財政的な負担も含めて、そういうものも納得できるものの整備というのは、常に検討していくべきやならんと考えております。

それから、地区懇談会の話ですけれども、先ほど言いましたように、全地区開催は難しいし、また地区懇談会の一つのあり方が、さっき言った地域コミュニティーのこれからの連携にもつながってくるというふうに、つながる面もあるかと思いますので、開催の規模については御意見を聞きながら進めていきたいと思っております。

現在、35地区がありますけれども、少子化、高齢化も進んでおりますので、こうした取り組みを通じて、今までの単なる自治会だけではなく、幾つかの自治会が集まってその地域の地域づくりを考えていく、そういう流れも今後喚起していく必要があろうかと、私も考えております。

議長（佐藤公敏君） 小籾侃一郎君。

3番（小籔侃一郎君） ただいま質問が幾つにもなってしまって、一問一答をちょっと外れたところがありましたけれども、御配慮ありがとうございました。

以上をもちまして終わります。

議長（佐藤公敏君） これで小籔侃一郎君の一般質問を終わります。

若干時間が早いようですが、ここで12時45分まで休憩といたします。

休憩 午前11時45分

再開 午後 零時45分

議長（佐藤公敏君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

久野孝史君、発言を許します。8番、久野孝史君。

8番（久野孝史君） それでは、通告順に従いまして大きく2点、地域の安全、財政計画について、細かくは3点ほどになると思いますが質問いたします。

まず、1点目ですけれども、児童並びに地域の安全確保について、特に青色パトロールについてお聞きします。

最近、各地で地域の安全が脅かされている中、特に子供、児童に関する事件が目を引いています。そこで、いろいろな対策が講じられているところではありますが、ここ最近では島田署と管内の教育委員会においては、学校と警察の児童・生徒健全育成に関する連携制度、これは児童や生徒の安全確保と非行防止をねらいとする協定ですが、県内3番目であると聞きますが、結んだように聞きます。

また、そのほか最近特に注目されておりますのが青色防犯パトロールではないでしょうか。近隣市町において、青色防犯パトカーによる活動が広がっています。青色回転灯を登載した車両は、防犯団体の一般車両に限らず、公用車の活用による活動も多く取り込まれてあります。当町にも島田の駐在所管内に1台登録され、活躍しているということですが、現状の様子と今後の広がり、普及について、また公用車の活用についてもお伺いいたします。

次に、行財政計画としてお聞きします。2点ほどになりますけれども、ある意味では総体的な問題かもしれませんけれどもお伺いします。

先日の全協のとき、財政担当者より財政状況のシミュレーションが提示されました。不確定要素が多い中での例ではあるとしておりますが、厳しい財政運営が強いられる可能性を示唆していると思われます。

1点目として、行政改革についてです。町長は今定例会の冒頭あいさつの中でも、人口減少の中で住民のサービスを充実させる。また、一定の住民サービスの低下を起こさない限り改革を必要とし、そのバランスが大事であるとして、そしてその仕組みを再結成するようなちょうど今時期に来ていると申されました。

そこで、どのような行政改革に取り組むおつもりか。特に行政改革推進に政府が各自治体に策定を求める集中改革プランについて、これは県内では合併間もない牧之原市と当町を除きすべて策定は終わっています。プランの中心となる5年間の定員管理の適正目標の県平均は、政府の目標を2ポイント上回る平均6.4%の減であることですが、当町での行政改革大綱への策定への取り組み、そして現状の進捗状況と今後の計画、どのような組織でもって検討するのか、またプランの柱となる目標についてはどう考えるかをお伺いします。

そして、同じく厳しい財政の中でも、昭和6年全線開通以来75年、住民の足、また奥大井の観光の柱、そして大井川の流通の大動脈として一手に輸送を続けてきた。そして今後、空港とかその連携のかなめなので、多くの効果が見られる大井川鉄道についての支援についてお聞きします。また、住民よりも、大井川鉄道はどうなるか心配であるという声もある点で、これを見過ごすわけにいかないことですので、大井川鉄道への財政支援についてお聞きします。

車社会と少子化の進行で、鉄道利用者は減少の一途をたどり、以前より厳しい経営状況と支援については課題とされ、国交省より指示を受けた平成16年から20年に行う緊急保全整備事業において、地元の支援が要請されているところです。

その内容と、進捗状況と、財政支援に対する町長のお考えをお聞きしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

議長（佐藤公敏君） ただいまの久野孝史君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長。

町長（杉山嘉英君） 児童並びに地域安全確保について、いわゆる青色防犯パトロール車両を中心とした質問であります。

現在、緊急自動車等を除き、一般の自動車に回転灯を装備することは法令により禁止されていますが、警察から自主防犯パトロールを適正に行うことができる旨の証明を受けた防犯団体は、道路運送車両の保安基準の緩和の認定手続により、自動車への青色回転灯の装備が認められることとなっております。

防犯団体の要件は、都道府県または市町村、警察署長または市町村長から防犯活動の委嘱を受けた者により構成される団体や、地域安全推進協議会などのその他の組織であります。

現在、島田警察署長と島田防犯協会会长からの委嘱を受け、警察官と協力し、地域の防犯や事故のない地域を目標に、旧中川根町管内駐在所にそれぞれ3名、また旧本川根管内駐在所には各1名が活動しております。活動の内容は、警察からの要望により、あるいは自主的に児童の登下校や公園、キャンプ場等を主にパトロールしておりますが、時には未成年者の喫煙防止の指導等にも当たっております。

現在、下長尾駐在所管内に青色防犯パトロール車両が導入されておりますが、このパトロールの実施に当たっては遵守しなければならない事項も定めており、設置に当たっては陸運事務所等の許可申請などを義務づけられております。隣町の川根町においても同様の形態で

活動が行われているようあります。

以上が当町の現状ですが、このパトロール車両の普及については、地域安全推進協議会の自主的な機運の盛り上がりが期待されるものであります。

次に、公用車の装備についてありますが、近隣市町では吉田町教育委員会が青色防犯パトロール車両6台を、牧之原市において現行5台を25台に増やす計画があるようですが、当町においても町内環境の現状を把握し、導入に当たっての運営方法など関係機関と協議を検討していく必要があろうかと考えております。

こうした青色防犯灯のパトロール活動が、地域の子供たちを守るという雰囲気を高めること、あるいは実際の効果があるということが確認されれば、当町といいたしましても、積極的にこうした車両についての検討を進めてまいりたいと考えております。

行政改革についての質問であります。

川根本町行政改革大綱等は、合併後、おおむね1年以内に策定することになっていますので、本年9月を目標としております。現在、大綱等の原案を総務課内で作成中であり、7月に川根本町総合計画策定庁内検討委員会で検討した後、8月に各種団体、関係機関の代表者の方々に御意見を伺い、9月中に取りまとめていきたいと考えております。もちろんこうした行政改革が進む大綱をつくることと同時に、今後これを実行、検証していくその仕組みもしっかりとつくっていかなければならぬと考えております。

それから、5年間の職員削減目標についてありますが、この職員削減目標につきましても、先ほど申しましたように行政改革と連動しておりますが、平成18年度以降、定年による職員退職者の数は、平成22年度までの5年間で21名となり、職員の補充をないものとしますと、本年4月1日現在、職員数184名対比で削減率11.4%となります。

現実問題として、補充がないということは継続性からも考えられませんので、おおむね退職者の半数を雇用するとなると、5年間で11名、同じく率にして6%弱となります。この削減率が一つの目安にはなろうかと考えております。どのような職員体制で今後事務を進めていくのか、また財政的な状況の中でどのような体制がいいのかを検討しながら、職員削減計画目標については十分検討していきたいと考えております。

大井川鉄道の存続についての、あとその後の状況と取り組みについての御質問であります。

大井川鉄道につきましては、皆さん御承知のとおり昭和6年に金谷、千頭間が全線開通し、以来75年の間、大井川中・上流域の交通の大動脈として、地域住民、観光客、産物、資材等休むことなく輸送されてきたところであります。その本質的な役割は開業当初から変わらず、地域住民にとって重要な交通手段と位置づけられております。

しかしながら、モータリゼーションの進展により、沿線住民の鉄道利用客が減少し、加えて貨物輸送が徐々に減退するに至り、収入確保のためには観光客向けの輸送形態にシフトされているのが現状だと考えております。

とはいって、自動車運転免許を持たない人々、特に子供や学生、高齢者にとっては、鉄道は

なくてはならない交通手段であるため、単線運行という制約されたダイヤの中で、地域住民の足としての利便性を確保しながら、観光客のニーズにも対応するよう努力されてきたと考えております。これまで人件費や経費の削減などの合理化を進め、経営努力により会社運営を進めてきているところであると思いますが、経営状況は依然として大変厳しく、計画的な設備更新もままならないのが実状であると説明を受けているところあります。

そんな中、平成15年8月17日の神尾駅構内の土砂崩落災害は、大井川鉄道の経営に大打撃を与え、さらに沿線の利用客や観光産業にも多大な打撃を与え、地域経済に大変な損害を与えたことで、大井川鉄道のこの地域における存在感を再認したところであります。

大井川鉄道本線を活性化させ、長期的に安定した輸送を担う鉄道とするためには、多額の資金が必要であり、実現のためには必要な設備投資に対して、本線沿線の1市2町に対して、平成16年2月20日付にて、大井川鉄道の長期存続に向けての財政支援のお願いがなされております。

施設の保守管理については、厳しい経営環境のもと、十分な修繕・更新を行うことができず、老朽化が極度に進み、列車の安全・安定運行が危ぶまれる状況にありました。そのような中、平成16年7月5日に、中部運輸局の緊急保安監査において、まくら木の腐食等、特に軌道の整備不良が放置されていることを指摘され、輸送の安全確保のための設備改善を速やかに実施するよう早急に総点検をし、整備の計画策定、事業を実施するよう指示を受けております。

中部運輸局の指導のもとで緊急整備5力年計画、平成16年度から平成20年度を策定し、国・県の補助を受けて整備することとなり、5力年で約19億円余の工事が計画され、実施、整備されているところです。この緊急施設整備は、鉄道存続の必須条件と考えております。

現段階において、大井川鉄道より、緊急施設整備事業の実施に伴い、静岡県及び1市2町、島田、川根、川根本町に対して、大鉄単独では限界があり、つけ増し補助の要請が来ております。全体で約4億円の財政支援の要望が提示されているところであります。

町といいたしましても、住民の通勤・通学等の足として地域に不可欠な交通手段となっている公共交通機関の確保ということや、奥大井・南アルプスマウンテンパーク構想の推進、富士山静岡空港の開港、第二東名自動車道の整備が進められる中、大井川鉄道沿線地域の活性化が大いに期待できるところでありますので、1市2町と歩調を合わせ、最大限理解いただける財政支援を考えております。

また、静岡県に対してもさらなる支援要望ということでありますので、平成17年12月5日及び平成18年1月24日に、1市2町による大井川鉄道に対する支援要望書の提出を行っております。静岡県1市2町におきましても、非常に厳しい財政状況ですが、現在、支援に対して前向きに検討し、1市2町連携して支援をしていきたいと考えております。

以上、3点について答弁させていただきました。

議長（佐藤公敏君） 久野孝史君。

8番（久野孝史君） それでは、一つ一つちょっとお聞きしたいことがありますので、お願いします。

青色のパトロールカーの活動でございますけれども、先ほどよりありましたように、下長尾、旧中川根町管内、川根本町の中では1台活動しているようですけれども、それ以外にやはりこれは車両の手続、改造車両とか陸運局の手続、また講習会への参加、地域推進協議会とかそういう方の防犯団体の方の、一般の方には応分の負担がかかって、またパトロールの活動時は2人で活動しなきゃならないという制約等、注意事項とか大変なことがあって負担が大きいかと思いますので、ぜひ公用車の方も多少なり活用したらどうかと思いますけれども、先ほど積極的なあれはなかったんですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） このことに関しては、地域からの要望等を踏まえた上で、公用車の利用ということも十分検討していきたいと考えております。また、ただ青色のパトロールのをつければいいというわけではありませんので、その講習会等、そういったものも必要があれば開催しながら、地域全体で防犯に取り組むという、そうした姿勢を見せることが必要だらうと思います。

午前中の答弁から言いますように、行政も頑張らなきゃなりませんけれども、地域のさまざまな団体が連携して、地域全体でこうした青色赤色灯の利用等も含めて、子供たちを守るという仕組みをつくっていかなければならぬ。行政がやるべき部分はしっかりやらせていただきたいと思っております。

議長（佐藤公敏君） 久野孝史君。

8番（久野孝史君） 最近では都会のみならずというか、地方でも今まで目が行き届いたということはあったんですけども、全国全体でこのような事件が起きていますので、地域の防犯の目を養うということも大切だと思いますので、ぜひ積極的にお願いしたいと思います。

続いて、行財政改革についてお聞きします。

時期については9月というような意見がありましたけれども、3月議会のときに同僚議員から質問で、識見者を含めて委員会を結成したい、またその結成の計画等もありますけれども、外部というか、外部の識見的な専門的な委員を招く考えがあるかどうかお聞きしたいと思います。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） この今回の川根本町行政改革大綱の策定に関しては、先ほど説明したように、庁舎内の検討委員会、あるいはその後の各種代表の方の御意見というスケジュールを、9月作成というのを目標にしていますので、そういうスケジュールで進みたいと思いますけれども、その後の実行、検証に関しては、やはり自分たちが計画を立てて、それを実行して検証する、全部自分たちでやるというのは、やはりどこか甘えが生じる可能性はあると

いうふうに考えております。

やはりそれは外部チェックが入った中で、この行政改革大綱あるいは集中改革プランを検証する仕組みというのは、私は必要ではないかなというふうに思っております。それだけ我々も頑張らなきゃなりませんけれども、やはり自分の、行政だけの判断ではなくて、やはり第三者的な立場の中で厳しいチェックをしていくことが、行財政改革を進める一つの要因になるかと思いますので、そういう仕組みも私は中期的には必要なものと考えております。

議長（佐藤公敏君） 久野孝史君。

8番（久野孝史君） 次に、定員管理の適正目標、5年間のあれですけれども、先ほど前の質問者の方で、平成20年4月1日までで147人を一般行政職員ですけれども134人、これだとマイナス8.8%ぐらいなんですかけれども、今のお考えですと、そのまま新規採用を講じるというか、そういう形とすると11.4%とか6%とか数値が出ておりますけれども、5年間ではかなりの削減ができる。簡単に削減すればいいというわけじゃないものですから、まず第一に住民サービスの低下を起こさせないというのが第一条件だと思いますけれども、そのような今の大体の数値目標はそれでよろしいでしょうか。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 新町建設計画の折にも退職者にプラス毎年2名の補充ということで、10年間で29名の削減になるということを申し上げましたけれども、先ほど申したのもそのような基礎的な基本的なものをベースにしております。ただ、毎年2名をどうするかという、1つは、基準はそうした毎年2名で29名の定員が減るということを一つの前提として行政改革あるいは職員の再配置等を含めて、じゃ、毎年2名を雇用するのがどうかというのが一つの判断基準になるのかなというふうに思っております。

議長（佐藤公敏君） 久野孝史君。

8番（久野孝史君） これら行政改革大綱は今後の町の総合計画、また住民サービスとか、また差し迫っている総合支所建設計画等にも本当に響いていく、かかわることでございますので、ぜひ慎重なる計画大綱の策定について取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、大井川鉄道の支援についてお聞きします。

大井川鉄道の支援、緊急保全整備事業、5カ年間で19億6,000万円、そのうち支援が、地元市町に対する支援額が4億円と聞きました。また、1市2町の支援体制もお聞きしましたけれども、歩調を合わせて完全に支援体制をやっていけるかどうか、もう一度お聞きしたいと思います。

それに含めまして、県に対する働き、県の支援はどのようにになっているのか、お聞きしたいと思いますのでよろしくお願ひします。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 大井川鉄道の支援に対しては、この沿線地域、1市2町で前向きに進めております。その組織として島田榛北地域活性化協議会の事務局を預かっている川根本町

が事務局をやりながら、1市2町の連携をとらせていただいております。

これは、さまざまな今までの経済波及効果の調査とか、あるいは大井川鉄道側から提出された近代化計画の内容の精査とか、さまざまな手順をしてまいりましたので、それについて今後はその計画をもとに、実行に向けて単なる大鉄の経営支援ではなく、公共性にかんがみ、その部分を公共性の確保のために財政支援をするんだという理念で一致しておりますので、連携して今、話を進めております。大方事務局案というのも、この6月議会に向けて調整をしてまいりましたので、いわゆる1市2町の原案というのは固まり、一致団結してこの支援する体制は整ったと私は感じております。

今後は県に対する要望活動、あるいは県の支援をしっかりお願いする形で、全体額の確保に努めてまいりたいと思っております。

議長（佐藤公敏君） 久野孝史君。

8番（久野孝史君） 住民の足であり、大きな就労の場、特に高校生の通学の足であるということ、また奥大井の観光にとっては切っても切れない存在である鉄道、それから各地の鉄道が廃止になって、地域の過疎化というのが、進行が顕著であることも考えると、本当に見過ごすことができない問題ですので支援をしたいと思いますけれども、本当に厳しい財政状況ですので、大変難しいと思いますけれども、先ほど言った4億何がしのお金、負担を4町で割れば本当に1億ぐらいになりますけれども、その負担割合というのはどういうふうになつておりますでしょうか。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 大井川鉄道から約4億円の負担というか、財政的な支援を求められておりますけれども、あくまでもやはり金額が多いものですから、県にも追加補助をお願いして、我々の負担も考えていく。その県の支援と地域の負担両方、そして大鉄からも大変厳しい状況ではありますけれども、こうした公的な資金をそうしたものに、公共性があるとはいえ、大井川鉄道の施設整備に投入するわけですので、大鉄からも支援を、支援というか、拠出を求めて全体の額を決めております。

また、現状では、県が今までこうした補助以外の追加支援ということが、なかなか現状では実例がないもんですから、それをしっかりお願いするわけでありますけれども、県が仮に支援枠の3分の1を支援したとすれば、それを1市2町で10分の9を負担し、残りの10分の1を大井川鉄道が負担するという形になります。そうすると1市2町の負担割合が約2億6,000万円ほどになろうかと考えております。それを均等割、利用者割、営業距離割と、それぞれの立場の違いを加味しながら、皆様に納得される負担割合を計算しているところであります。

そういうことを踏まえて、現在、川根本町でも約1億円余の負担割合になるのではないかと考えております。また、これに関しても、当町にとっては大変厳しい金額でありますので、県に対してもそういう実情を考えて、しっかりとした県の追加支援があるよう地域と

しても要望していきたいと考えてあります。

また、大変財政状況厳しい折ではありますけれども、先ほど言われたように、民間の力をかりながらこうした課題を克服している問題と、どうしてもこうした行政がその財政的な指導をしなきゃならない問題、そうしたいいろいろな条件によって対応を考えていかなきゃならん。この問題に関しては、やはり民間の力をかりるというよりも、行政が厳しい中でも何とかやりくりして、その財政支援というのを確保、支援額というのを川根本町としても確保しなきゃならん、そんなふうに思っております。

本当に厳しい財政状況の中で、これだけの支出は厳しいわけですけれども、大井川鉄道の存続は地域の悲願でありますし、必要なことありますので、行政改革を進めながら何とかその部分を捻出しなきゃならん。その理解は町民の方に得られるだろうと私は考えております。

議長（佐藤公敏君） 久野孝史君。

8番（久野孝史君） 本当、大井川鉄道の存続については、大変地元の足ということ、通学の学生や高齢者等の交通手段として本当にそれだけとることができないようなあれになると思いますので、特に近隣市町との支援体制を密にして、連携を密にしてやっていただきたいと思います。

以上で終わります。

議長（佐藤公敏君） これで久野孝史君の一般質問を終わります。

次に、板谷信君、発言を許します。10番、板谷信君。

10番（板谷 信君） それでは、通告に従い、順次、町長の考えを伺いたいと思います。傍聴がいなくなってしまいました。

まず、戻ることのない2町合併という選択をした当町が、選択前の合併への住民の不安を解消し、住民サービスの低下を起こすことなく、いかにして町の財政運営を行っていったらいいのかという観点から、今回の質問をしたいと思います。

最近、町の財政から出された平成17年度から平成26年度の財政シミュレーションと、合併に当たって出された新町建設計画の中の財政シミュレーションを比較検討することによって、今回の財政シミュレーションから見えてくるものを洗い出してみたいと思います。

新町建設計画の財政シミュレーションを比較の対象としたのは、今回の2町合併に当たって、住民がその選択をするために示された資料であり、これを基礎とすべきであると考えたからです。

町の財政についての行政と議会の議論は、これからも何回も重ねていく必要があります。町の財政がどこまでもつかということは、我が町にとって最も重要な問題の一つと考えられます。

それで、今回は財政規模の大きさという点から検討を進めたいと思います。まずその前に、注目しなければならないものに町の基金があります。これは町の貯金ですが、新町財政シミ

ュレーションでは、新しい財政シミュレーションでは、年度年度の赤字を補てんするために基金を取り崩すという計算がなされています。つまり基金の繰入高はその年の単年度の赤字額を示すものになっています。財政シミュレーションに使われた基金残高は、平成17年度末で約23億円ありました。18年から26年度の9年間で約18.5億円が使われ、26年度で残高が4.5億円になります。このように9年間で基金23億円が18億円強使って、残高が4.5億円になる。このような台所事情を押さえた上で、本題の財政規模に入ると、合併年の17年は特殊事情ですのでこれを避けて、平成18年度の歳出規模が64億円で、9年後の平成26年度が54億円と、単年度で10億円以上小さくなるとされています。この財政規模の縮小が、行政サービスにどのように影響してくるのか、行政サービスの低下につながらないのか伺います。

次に、この財政規模、歳出規模の縮小の内容ですが、これを見ると、投資的経費の縮小が目につきます。平成18年度から平成26年度の9年間の経常的経費、これに繰出金を加えても、新町建設計画の財政シミュレーションでは約422億円弱で、今回の新シミュレーションでは420億円強とほとんど変わりません。経常的経費は余り動かせないと一応言えると思います。なお、これは、にもかかわらず経常的経費にも手を入れていかなければならないという財政状況であるという話は、また後でさせていただきます。

この経常的経費に対し投資的経費は、新町建設計画で140億円、今度のシミュレーションで112億円と28億円強の減額となります。2町が合併をするときに、新町ではこのような建設的な事業を行うよと言って示した建設計画や、それを財政的に裏づける財政シミュレーションの投資的経費の部分に約30億円の違いが出てきています。

このことは、新町建設計画で示された5つの主要プロジェクトを初めとする計画事業の実現に影響がないのか、この点を伺います。

次に、具体的な事業について、2つほど伺います。

まず、もりのくにの運営について。

もりのくにの事業については、水、温泉、自然、景観等、地域の資源を生かした事業としての意義はあると思います。しかし、あくまで町が公金を使って行う事業である以上、その投資的効果を正確に把握した中での事業運営が求められます。今まで町がかけてきた莫大な設備投資、これから起債償還、年々膨らむ維持・修繕費等の要素に、これまで管理委託してきた株式会社もりのくにの運営実績をも加えて、これからの方針を決めていかなければならないと思います。そのためにはまず管理運営費だけでなく、施設への設備投資も含めた全体的なバランスシートを検討すべきだと思うのですが、町長の考えを伺います。

次に、もりのくにの指定管理者制度の採用の意義について伺います。

公の施設の管理に民間の活力を利用しようという考えは、平成3年の自治法改正で、受託者の範囲を公共的団体から出資法人、第三セクターにまで広げたときからあります。今回の改正では、その受託者の範囲をさらに広げるとともに、指定管理者としてのその権限をも拡大したものです。つまり我が川根本町は、既に第三セクターという管理委託の方法を

経験しています。この点、公共的団体の受託から新しい指定管理者制度に移ろうというではありません。

それでは、株式会社もりのくにの経営について、どれだけの検証がなされているのでしょうか。そのことの検証なくして、もりのくにの新たな運営方針というのは出てこないのではないか。まず管理方法の選択の前に、事業の意義と、それを町のお金をどこまで出せるかという基本のところを考えてみる必要があるのではないかでしょうか。株式会社もりのいづみの管理委託が終わり直営となっている今、この検討が必要であるのではないかでしょうか。この点についても町長の考えを伺います。

最後に、木質エネルギー循環モデル事業について伺います。

本事業の技術的な面の検討は、それぞれの担当部署で進められていると思いますが、この事業をスタートすべきか否かの判断をしなければならないこの時期に、しっかりと押さえておかなければならぬ2点について伺います。

1つは、作ったら売れるという市場が確保されているかということです。そしてもう一つは、市場が確保されるとしても、安定して市場に製品である木質ペレットを供給するための原材料を確保できるかということです。

以上2点について、どのような計画を持っているか伺います。

議長（佐藤公敏君） ただいまの板谷信君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長。

町長（杉山嘉英君） それでは、板谷議員の質問にお答えいたします。

新財政シミュレーションに関してあります。財政規模の縮小に伴う行政サービスの低下が起こらないかという御質問であります。

現下の当町を取り巻く財政環境は厳しさを増しています。合併前を含め、近年の財政運営は基金の取り崩しに頼るものとなっていますので、財政再建に向けた行政改革が必要であります。

合併を契機として、さらなる効率性・経済性の追求に加え、今まで当然と考えていた事業の必要性を検証することも必要です。財政力、限られた財源の中で、受益者負担の明確化や行政の守備範囲を定期的に検討しながら、事業の取捨選択をしていかなければなりません。川根本町総合計画に基づく3年間の実施計画のローリングを強化することにより、主要事業・主要施策を明確にさせ、事業の優先順位を適切に判断することにより、住民にとって真正に必要な行政サービスの水準の維持・向上を図っていきたいと思っております。

今まで、公共サービスというのは、専ら行政が提供するというのが恵まれた財政環境の中で行われてまいりましたが、これからはさまざまな実施主体を含めた新たな公共サービスの提供母体というのをつくっていかなければならない。いわゆる新しい公共というのをつくりていかなければならないというふうに考えてあります。

5つの主要プロジェクト、新町建設計画に明記された5つのプロジェクトに対する影響でありますけれども、事業の実施については、町の財政力、今後の財政シミュレーションを参

考にしながら、事業の必要性、事業規模、実施時期等を検討していきたいと考えております。当然そのときの財政状況等により変更、影響はあると考えております。特に事業規模あるいは時期等については、さまざまな意見を聞きながら、新町建設計画が目指すものの実現に向けて検討していかなければならぬと考えております。

それから、もりのくにの運営についてで、要約すればバランスシートの検討という質問だと思います。

バランスシートとは、財産と債務のバランスを見やすくまとめた表で、ある時点での財政状況を示すものです。貸借対照表とも呼ばれております。町の現行の会計法式では、1年間の現金の出入り、いわゆる歳入歳出しか表示されませんが、企業会計的な考えを取り入れたバランスシートでは、基準日現在の町の総資産の内訳が金額で示され、それに対して今後支払いが必要となるもの、いわゆる負債、必要のないもの、正味資産がどれだけあるかが分類され、財政状況の全体像が一目でわかります。いわゆる債務が資産を超過することは、後世に負担を先送りすることとなります。

こうした意味で、バランスシートに関しては町全体で行うことが必要ではないかというふうに私は考えております。町全体を見て、あるいは企業的な考え方をそぐわない施設、あるいは運営というか、ものもあるだろうし、あるいはここは企業的な考え方を取り入れていかなきゃならぬもの、さまざまなものがあろうかと思いますので、やはり会計の大元締めである町全体でそうしたものを持ちながら、その健全財政の中で割り振りをしていく必要があるかと思っております。

また、それを今後考える上で、個々の施設の当然基礎資料として、個々の施設のバランスシートというのも大きな課題になってくるだろうと思っております。総務省では、3万人以上の自治体にバランスシートほか4表の作成を命じております。1万人以下だからそれをつくらなくていいというものではないと思いますし、またそれにかかる経費とかあるいは効果というのを十分検討しながら、その国全体の流れの中で当町も対応していくければと考えております。

それから、指定管理者の意義ということあります。

平成16年12月24日に閣議決定された今後の行財政改革の方針を踏まえ、平成17年3月29日に、地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針の策定についてが県に発せられました。これは各地方自治体で行政改革の基本指針となるものであり、行政改革推進上の主要事項の中に、民間委託等の推進、いわゆる指定管理者制度の活用が位置づけられております。

公の施設の管理については、多様化する住民ニーズに対応するためには、民間事業者などに有する経営ノウハウを活用した方がより効果的であると考えられる事例も増加してきたことから、民間参入の具体的な施策として指定管理者制度が制度化されております。

言うまでもなく指定管理者制度のねらいとしては、施設を活用した新たな事業やサービス

の実施、施設のより効果的な管理を提案し、実施してもらうことにより、施設の活性化や住民サービスを向上させることをねらいとしているものであります。

このことを踏まえ、本町においても施設を弾力的・効率的に管理し、経費を削減するために指定管理者制度を採用し、民間の経営ノウハウを活用した集客アップ、顧客サービスの向上を図り、低コストで高品質な公的サービスを住民に提供することにより、住民・利用者がこれまで以上に質の高いサービスを受けることができる施設運営を目指していきたいと考えております。

もりのくにの運営につきましては、今年の2月より町直営で運営し、5月より営業業務について、大新東株式会社が業務委託による営業をしております。大新東株式会社は、指定管理者制度による静岡市口坂本温泉を始めとする温泉、宿泊、観光施設の管理業務を全国で15カ所程度受託しており、また本町を始めとするコミュニティバスの車両運行業務を、全国223カ所の自治体から受託をしている実績があります。

平成19年度からは、公募により指定管理者制度を導入し、もりのくにの運営をしていきたいと考えております。

議員御指摘のように、今までの検証、そして現在行っている直営での運営状況、委託ではありますけれども、直営の運営状況等をしっかり踏まえた中での指定管理者制度の導入でなければならないと考えております。

以上、板谷議員の質問にお答えさせていただきました。

すみません。もう一つ木質エネルギーがありました。

木質エネルギーに関しては、再生可能なエネルギーの一つである木質バイオマスは、化石燃料の代替として地球温暖化防止に寄与するほか、我が国の森林から生産される数少ない安全性の高いエネルギーであるため注目されております。

中でも木質ペレット燃料は、バイオマス資源を使いやすい形に成形した燃料であり、家庭用や業務用のストーブ、空調機のエネルギー源として現代的な生活に適応しているため、自然エネルギーの有望な媒体として期待されています。

現在稼働中の工場は全国で約20カ所、そのうち岩手県と岡山県内の事業所以外は、ペレットストーブやボイラー等の普及が進まないことや、原料の不足により生産が伸び悩んでいるのが現状のようです。また、将来的にペレットマーケットの拡大に伴い、安価な外国製ペレットの輸入も想定しております。

このような状況ではありますが、エネルギー問題や地球温暖化問題への懸念の高まりから、再び木質バイオマスの利用が見直され、地球温暖化対策として世界的な課題である二酸化炭素の排出量の削減、また森林資源の循環システムの構築の取り組みとして、町内にある未利用木質資源を利用した持続可能な森林管理システム、あるいは山村づくりに対する検討が重要と考えております。

現在、川根本町で計画されている木質バイオマス循環モデル事業は、ペレット生産能力1

時間当たり500キログラム、年間生産能力875トンと、1時間当たり1,000キログラムについて検討されております。原料となる木材については、1時間当たり500キログラムで、年間約2,000立方メートル、1時間当たり1,000キログラムでは、年間約3,100立方メートルが必要となってきます。現在、町内製材所及び森林組合からの供給計画は、約2,800立方メートル程度が見込まれており、山林からの未利用材供給量は約300立方メートルで、林家からの購入及びボランティアによる収集を予定しております。将来の安定的な原料確保については、現在の状況が続く限り確保できるものと思われます。

ペレット市場については、国内ではオイルショック直後に木質ペレット燃料の製造が始まりましたが、化石燃料との競争の中で伸び悩み、残念ながら一般に定着することはできませんでした。しかしながら、1990年代後半の環境意識の高まりの中で、再び脚光を浴び、2002年にはおよそ15年ぶりに新規の木質ペレット製造プラントが国内に導入されました。

木質ペレット事業は、石油やガス、電気などといった既存エネルギーと比べ、生産、流通、販売、機器いずれをとってもまだ脆弱な環境にあり、まだまだ厳しい状況にあります。本町においての生産されたペレットは、町内施設での利用以外はすべて矢崎総業で引き取るという計画になっております。

以上、木質エネルギーについてお答えさせていただきました。

議長（佐藤公敏君）　板谷信君。

10番（板谷　信君）　それでは、たくさん質問しましたので、1つずつ再質問をしていきたいと思います。

まず最初に、財政シミュレーションについての再質問をいたします。

まず最初の印象として感じたのは、合併をする前のときにつくった新町建設計画、その中に盛り込まっているもの、また財政規模というものの、新町計画でこのような新しい事業を行うよと、その裏づけとしての財政シミュレーションというふうに考えていたんですけれども、今、町長の答弁の中で、これから5つの主要プロジェクトほか計画されている事業をどの程度に、またどの時期にできるかというのは、これからの財政状況によって変わってくるものだよというような言い方でした。

それが金額で1億か2億、その程度の変化ならいいんですけども、30億も投資的なものが減らされたような新しい財政シミュレーションが出てきて、その中でその足りない部分は、これから財政状況によって当然減っていくんだよというような答弁の仕方で、本当にこれで住民の人に納得してもらえるのかなというような気がします。そのような点で、もっと具体的にどのようにして約束をして、合併したプロジェクトとか、いろんな事業を確実にやっていくのか、その点についてもう一度お聞きしたいと思います。

議長（佐藤公敏君）　町長。

町長（杉山嘉英君）　5つの大きなプロジェクトのほかにもいろいろな今後当町でやらなきゃならない、あるいは進めていかなきゃならない事業がのっております。そういうものを

踏まえながら、財政状況の中でその規模を検討したり、あるいは我々はこうした現在の社会経済情勢の中でこれを優先的にやっていかなきゃならない、そういう意見を酌み上げながら、総合計画のローリングとか、あるいはこの財政シミュレーションの見直しをしながら、事業の優先順位等を決めていくことが必要ではないかというふうに申し上げております。

当然、私の仕事として、この5つのプロジェクトを完成させるということ、あるいは5つのプロジェクトが目指していたものを、より効果的に実現させていくこと、これが重要な仕事という気持ちは変わっておりません。

議長（佐藤公敏君）　板谷信君。

10番（板谷　信君）　一般論としてはそれで通るかもしれませんけれども、数字として30億も小さいお財布を見込んでいて、それでいながらローリングで何とかという言い方なんですが、そのレベルでの話ではない金額じゃないかなと、そんなふうに思います。

それと、それに関連して思うのは、なぜそういう状況になるのかというのは、合併をして、合併する前に考えられていた合併効果というものがしっかり出てきていない、また出るような計画に今後なっていないというところに財政が苦しくなってくる部分があるんじゃないかなと、そんなふうに思います。

というのは、具体的に言うと、先ほど職員の数について、数字があちこちしたんですけども、この2町合併をするか、3町合併とかという話があったときに、1市4町というのもあったんですけども、県の行政センターの方で出した合併に関する財政効率効果というものがありまして、それによると幾つかあるんですけども、わかりやすいところで人件費のところで見ると、特別職では当然町長は2人が1人になり、助役も2人が1人、収入役も2人、今のは全然ないんですけども、それから議員も両町で22名いたのが8名減ったと、それで14名になったと。これによって合併効率というか、効果というか、約7,000万円ぐらいの経常経費の減になったという。

それでは、職員の方はどうかというと、職員の方はかなり数が多いもんでちょっと数字の単位が違うんですけども、必ずそれをやれというわけじゃないんですけども、そのときに一緒に出された県の行政センターの資料を使ってやると、さっき適正な職員数というのがあって、町長はかなり国の方から出されている基準は多い人数で、今の職員の数でも10名程度しか多過ぎないよというような答弁があったんですけども、これはちょっと僕の認識ではちょっと考えられないような答弁だなというような気がします。

というのは、そのときに出され、また一番最近の中で出されている川根本町レベルの自治体の、類似団体と言うんですけども、その職員数というのは、教育委員会も含めた中で大体107名ぐらいというような数字が示されています。

即それがこの規模に減らせということでは当然なくて、合併そのものが一遍には職員の数とか、それからいろんな機構を変えることはできないから、10年または15年という期間を経て、だんだんそのレベルに持っていくなさいというのが、交付税なんかの合併の算定替えな

んかの基本になっていると思います。

ということは、逆に言うと10年、15年の間に、日本の中にある普通のレベルの自治体と同じような財政をやっていかないと、10年後、15年後、本当に困ってしまうよということになるということを示していると、そんなふうに思います。そのような点から1点、さっき同僚議員の質問の中にあった職員の適正数という点に絞って言えば、町長が本当にせいぜい10名程度の余分というか、言い方は悪いんですが、というふうに認識しているのか、そうじゃなくて投資的経費も減らさなければならぬ、それから基金も取り尽くしていくという中で、もっと抜本的に行政コストのかからない町の財政運営をやっていくんだという意識があるのかないのか、この点について、もう一度確認したいと思います。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 先ほどの質問に関しては、そういった率とかということで想定されるということで、それが適正な水準という、あるいは当町の財政状況、あるいは業務内容について適正という表現をした一つの目安になるだろうと。さらに厳しい見方をすれば、さらにそれ以上の削減をしていかなきゃならんし、現時点では国の基準と照らし合わせればこういう形になるという表現であります。当然これから編成する定員適正管理計画あるいは行財政改革等について、厳しい精査をしていかなきゃならんというふうに思っております。

全体像がまだ見えませんので、議論がかみ合わない部分がありますけれども、先ほど議員があっしゃったように、基金の繰り入れで単年度会計を補っている部分があります。そうしたこととは、いずれそうしたいわゆる基金の食いつぶしにつながりますので、そういった予算編成は避けなければならないというふうに思っております。もちろんそれを個別に実現するには、当然今まで住民の要望の強い仕事を行っているわけで、大変難しい作業なると思いますけれども、年度単位の予算編成に関して基金に頼る予算編成ができる、もうそういう時期ではないというふうに考えております。

議長（佐藤公敏君） 板谷信君。

10番（板谷 信君） 認識がかみ合っていないところもないなど、多分ほとんどかみ合っていないことはないと思うんですけれども、今、町長が言ったみたいに基金ももう限界。今はあるけれども、シミュレーション上は限界があるということだけれども、ただそれだからといって、約束した事業をやらないということは、これもまたできないことだと思います。どんな形にしろ、それは積極的にやっていくという姿勢が必要だと。

そうだとしたら、財源的にはかなり苦しい状況にあるという共通の認識の中で、なおかつ投資的なものもやっていかなければならぬとしたら、そこ出てくるのは、経常的なものをもっと切り詰めてやっていかなきゃならないというような意識、その覚悟というものが町長にないと、どちらを立てると、どっちがつぶれるということじゃなくて、町民に約束した仕事もやるけれども、なおかつ財政もやっていくだと、そこら辺のところの危機感というか、意識のところがしっかりとないと、これから何とかなるよというやり方じゃやっていけない

じゃないかと。そういうような点で5つのプロジェクト、それから今かかっている事業そのものもしっかりやっていきますと。それでなおかつ財政運営もやっていく。そのためには何に手をつけていくのか、何に手をつけていこうとしているのか、そのつじつまを合わせるために。その点について町長の考え方をお聞きしたいと思います。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 先ほどから申してありますように、5つの目標というのは、それをつくる自体の目標もありますけれども、それをプロジェクトを通じて地域の資源を生かすなり、あるいは住民の暮らしを守るということでできたプロジェクトであります。したがって、優先順位とかその実施方法というのは、時代に合わせてあるいは財政状況に合わせて変更もあるだろうということを申し上げて、その目的とするものの達成については、全力を挙げていかなきゃならんというふうに考えてあります。

また、当然行政を預かっている身でありますので、そうした日常的な行政サービスを維持すること、そしてそうした新しい投資的なものを通じて、さらなる地域の活性化を図るということは大事だというふうに思っております。

日常の経常経費の見直し等に関しては、相当厳しいことをやっていかなければならぬと、その覚悟で現在庁舎内で検討しておりますし、またそうした削減計画について、職員からも提案を求めるところであります。また、提案だけではなかなか前へ進みませんので、行政部あるいは執行部側からも一つのプランというのを示しながら、行財政改革という全体を煮詰めていきたいと考えております。

私は相当厳しいものをこれからは議会にも提案していくかなければ、こうしたまちづくり、あるいはいわゆる大きな意味でのまちづくりができるないと考えております。それは今後、順次お示しすることになっていくと思います。

議長（佐藤公敏君） 板谷信君。

10番（板谷 信君） なぜこれだけしつこく言うかというのは、特に職員の数をほかのところ並みに急激に減らせという話をしているんじゃなくて、そのことは多分できないだろうなというまず認識があります。また、職員の数だけを減らすのが利口なやり方だとも思わないし、町長の信念でもないだろうし、また議会もそう思っていると思う。

そうだとしたら、それを何とか実現していくには、やはり他の部分の行政コストをいかに減らしていくかと。いろんな事業を、行政コストのかからないようなやり方での行政サービスを考えていくことがすごく大事じゃないかな。

それからもう一つ、住民の人に理解してもらうには、確かにほかの自治体と比べて職員の数は多いけれども、そのかわり職員による行政サービスはほかのところよりも上なんだと、そういうことをしっかり実感として住民の人にわかってもらえる、そういうような行政をやっていくことも、また町長の責任じゃないかなと、そんなような思いがあつて質問をさせていただきました。

次に移りたいと思います。

次は、もりのくについての再質問をしたいと思います。先ほども最初の質問のところで言いましたけれども、今まで株式会社もりのくにが管理委託という形でやってくれていたと。ただ、いろんな事情の中でちょっとできない事情になってきたという話でした。によって直営、そして来年度からは指定管理者という方向に移っていきたいというようなことでしたけれども、先ほど申したように、経験の中で第三セクターということを我が町は経験しています。そうした中で、そうだとするならば、これから次に指定管理者制度に移るときに、まず今までやっていたもりのくにという第三セクターがなぜやっていけなくなったのか。どこが悪かったのか、また、よかったのか悪かったのかまだわかりませんけれども、そこら辺のところのしっかりとした検証がなければ、次に進むべきではない。また、同じような失敗を繰り返すのではないかなど、そんなふうに思います。

そういう点から、町長がもりのくにの運営が立ち行かなくなった原因をどこに置いて考えているのか、どういうふうに理解しているのか、その点についてお聞きしたいと思います。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） こうした公共施設の運営に関しては、さまざまな視点からの調査あるいは研究が必要かと思いますけれども、現時点での私の認識としては、当たり前のことではありますけれども、入り込み客の減少というのが連続的に起こったと。道路の不通あるいはその他の地域の、例えば愛・地球博といった大きなイベントのこの地域全体の入り込みの減少という状況にあったということ。それに対応する方法として利用料の変更等、そうしたことを行われたけれども、それが機能しなかった。さまざまな理由があろうかと思っております。

やはりもう一つは、第三セクターという組織をつくったんですけれども、実質的にはさまざまな人たちがかかわるという仕組みは構築できなかったのも、当事者ではありますので無責任なことは言えませんけれども、私が見るには第三セクターのよさというのは、さまざまな人がそこに自分たちのノウハウを投入し、協力し、役割を分担しながらいくと、そういうのが第三セクターのよさと私は思っておりますけれども、例えば地域との連携とか、そういったものがうまく機能しなかった。そんなふうに思っております。

もう一点は、これはその他の公共施設全体に言えることではありますけれども、施設間の連携というのをもう少しうまくやっていく、あるいはイベント等の連携、情報交換、そういうもの、あるいは自主企画の企画をする場合、地域あるいは行政と一体となった運営とか、そういうたったさまざまな取り組みに欠けていたのではないかなというふうに私は思っております。

議長（佐藤公敏君） 板谷信君。

10番（板谷 信君） もりのくにの運営がなかなかうまくいかなくなった理由として、入り込み客が減ってきたという点、これはまさにそのとおりだと思います。ただ、もう一つ考えなければならないのは、これから町としていろんなものを運営していく。町そのものも町

運営をしていくという中で考えなければならないのは、毎年1,000万から2,000万入り込み客の減少による影響ですけれども、売り上げが減ってきてているにもかかわらず、経費を大きく節約しなかった。そういうことを何年か続けてきたことによって赤字に転落していったというような状況があると思います。そこら辺のところのただ入り込み客が減ったというんじやなくて、経営のやり方にも問題があったというような認識が町長におありかどうか、お聞きしたいと思います。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 直接その時期に私が責任者という立場でタッチしたわけではございませんので、その分に関しては御意見を差し控えさせていただきますけれども、やはり今後運営する場合には、経費の削減ということは、公共施設の場合には大きな要素になってくるだろうと思っております。やはり入り込み客が減ったから赤字じゃなくて、入り込みが減ったなら、それに連動する形で経費を抑えていく、あるいは入り込み客が減らないようにさらに努力すると、そういう取り組みが必要かと思いますので、その部分に関しては今後そうした努力をしていくつもりであります。

議長（佐藤公敏君） 板谷信君。

10番（板谷 信君） 確かにこれ町長がやっている前の本川根の事業ではあったんですけども、なぜ僕がこれを聞くかというと、今、株式会社もりのくには解散して清算手続に入っているという中で、株主総会もやった中で、当然事業報告の中で、なぜこの株式会社もりのくにが立ち行かなくなったのか。これについての説明は、61%も株式を持っている川根本町に、またその代表者である町長に説明がないということはあり得ないし、また当然聞くべきことですので、これについて町長がどういうふうに認識しているのかなという点をお聞きいたしました。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 当然もりのくにの解散に伴う一連の過程あるいは解散総会に関しても、行政としてあるいは株主としても参加しておりますので、その状況というのは把握しております。いわゆる一般的に言って、社会経済情勢の中で収入の減ということが主な理由で挙げられております。これは我々としても何とかもりのくにという会社が存続できるかという働きかけもしたわけですけれども、会社の意思でありますので、その解散手続というのはいたし方なかったかなというふうに思っております。

それを見て直営、公共的な施設でありますので、あそこの存続が、あるいは温泉を一つの旗印とする川根本町にも必要な施設と考えておりますので、それを受けて、今直営でやり、今後管理の低コスト化を図って、指定管理者についての移行についても検討しているところでありますけれども、解散の経過というのは、やはり入り込み客の減少が主だという説明を聞いております。

議長（佐藤公敏君） 板谷信君。

10番（板谷 信君） これから新しい形での管理運営をやっていくという中で、やはり収支のバランス、先ほどはその運営だけのバランスじゃないよと、もっと大きいバランスも考えてやっていかにやならないよという話をしたんだけれども、運営に絞っても、そこら辺のところの売り上げと、それからそれにかける経費というものを常に意識した中でやっていくという姿勢が大事じゃないかなと、そんなふうに思います。

それともう一つもりのくについて質問したいのは、来年、平成19年度から指定管理者にしたいというような話で、今、大新東というところが業務委託という形でやっているんですけども、この公の施設の管理というのは、もともとは町がやるべきものなんですけれども、それを公共的団体、その地域地域の人にやってもらったりいいじゃないかという考え方があってそうなったと。

そして、先ほども言ったように、第三セクターというのは極めてその組織の人を見ても、その地域に密着した人、また代表者に町長が入ったりというような形で、本来公共的施設というものはその地域がやっていくべきものじゃないかなと、そんなふうに思います。

ただ、指定管理者制度というのが民間の活力を生かすための制度だよと言っても、それは、じゃ、どこから連れてきてもいいんだということではなくて、まさにこの地域の民間の力を合わせてその地域の公の施設を守っていこう、活用していこうというのが指定管理者制度の制度の趣旨ではないかと、そんなふうにやはり考えて、大新東に決めたわけではないにしても、これから来年度に向かって、もし指定管理者制度というのにするのならば、本来の公の施設の目的、それから設置条例の目的等考慮した中で、指定管理者を指定していきたいと思いますので、この点について町長の考えを伺います。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 本来こうした公共施設を運営したいというようなNPO、あるいはそうした地域団体が立ち上がって応募してくる、そういう状況が出るのが一番好ましい指定管理者制度への移行と私も考えてあります。現実問題、そうしたものが出でてくるかどうか、今回は公募という形をとるというふうに想定しておりましたので、そういうものが出てくることを期待していきたいと考えております。

また、全国のこうした公募型の指定管理者制度の評価の仕組みを調査しますと、必ずしも、じゃ、幾らでやりますからという最低価格に決まっているわけではないと。その管理運営団体の公共性、あるいは継続性、あるいは安定性、そういうものを加味して指定管理者の選定がなされている例が全国で多々あります。

そういう意味では、こうした応募団体があれば、私は単純に一番安いからそこへやるという、もちろん極端に運営費の差があった場合には、これも一つの判断材料になりますけれども、そういうことではないというふうに考えてあります。

ただ、現状では、行政からここにやってくださいというようなお願いをしてやれるような状態、やはり自主的なその地域で、よし、じゃ、この運営をしてみるかというような高まり

が必要ではないかと考えております。そういうことでいくと、私も期待しております。

議長（佐藤公敏君） 板谷信君。

10番（板谷 信君） 時間がなくなっちゃってきましたので、これはちょっと町長の今の意見に納得したわけでもないけれども、次の木質バイオの方へ行きたいと思います。これ忘れちゃうとまずいで。

木質バイオの方でさらに聞きたいというか、やっぱり一番大事なのは、本当はひとつ市場の部分も聞きたかったんですけども、時間もないということで、いかに原材料を確保するかという部分について絞って話をすると、どうしたら原材料を確保できるかということの一番のポイントは、だれが事業主体になるかということがものすごく大きな問題だと思います。例えば町と、それから矢崎と、それから森林組合と、それからあとどういうところになるか、そういうふうな複数の組織を立ち上げた中で、そこを事業主体としてやっていくという形になるのか。

そうだとすれば、その事業主体としての森林組合とか、いろんなところも責任上当然材料の確保ということに、他人事じゃなく動いていただけるんじゃないかなと、そんなような点において、事業主体はどうなるのかと。そのことについてどちら辺まで話が進んでいるかということと、時間がないのでもう一点は、その運営していくための財源の部分で、国や県の助けも借りる。

ただ、幾らか、半分ぐらいはこちらも出さなければならぬ。その原資としては基金のようなものを考えているというような話もありましたけれども、それは個人の住民、それから関連の企業の投資ということだと思いますけれども、それが実際に現実的にどこまで進んで、どういう話がなされて、どういう協力がいただけるというような話になっているのか。

最後まとめちゃってすみません、この2点をお聞きしたいと思います。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） たくさん出ましたので、今、原材料の確保、そしてどのようなプラントを建てるか、どのようなプラントが今の現状でいいのか、日産の生産量はどのくらいがいいかというところまで検討をしてまいりまして、ほぼ概略は固まりました。原材料の確保も多いわゆる廃棄物あるいはそういうもので賄うだろうと。ただし、我々としては、ただ廃棄物処理としてペレットを始めたわけではなく、林業生産活動あるいは新しい持続的な森林管理の一つの一助として、なかなか木材事情が回復しないということで、何かきっかけをつくりたいということで、世界的な流れがある二酸化炭素の削減に注目してこの事業を始めましたので、何らかの形で林家の方々にお金を返して、資金を返したいということで間伐材の利用というのを挙げております。そのめども大まかつたいたところであります。

じゃ、今後どのように運営母体をつくるかということに関しては、私も地域の行政、そして林家とのつながりが深い、また森に対する技術力あるいは情報を持っている森林組合、そして供給先である矢崎、あるいはこれに関心のある団体、あるいは個人の方の出資をもって

一つの運営、協同組合的なものをつくっていきたいと考えております。基本的には現状の規模から、状況から言っても、行政と矢崎総業の出資というのが大きな割合を占めるんではないかというふうに考えております。

ただし、それだけでは経営責任等は問えますけれども、実際の毎日の運行、いわゆる原料調達をどうするのか。じゃ、毎日のペレットの品質管理をどうするのかということで、品質管理をどうするのかという部分では、やはり専門のプロの方がやはりそこに、現場にいるということが必要ではないかという考え方であります。それに関して、私は一番適切なのは、森林に詳しい森林組合等のかかわりが自主体となってその管理をするのが一番いい方法ではないかと思って、そういうことで、断続的に森林組合の役員会等あるいは執行部との話し合いをしております。また、当然矢崎とも断続的に協議をして、この夏までにはその仕組みというのをしっかりと固めていかなければならぬというふうに思っております。

ただ、私の思いとしては、単体の組織がその生産を受け持った場合、責任が明確化になるという部分のプラスと、先ほど議員おっしゃるように、あとは、じゃ、周りの人間は契約関係だと、そういうふうな一步離れた状況になるのが、こうした非常にさまざまな力が融合しなければ成功しないプロジェクトの場合には、私は不向きであろうと。やはりそれぞれの立場の者が、常に責任を分かち合いながら知恵を出し合う、そういう仕組みができればなというふうに思っております。ただ、日常の業務は、主体的に現場管理をする人間が欲しいだろうと思っております。

資金に関しては、先ほど言いましたように行政と矢崎、そして森林組合が応分の能力によって負担をして運営していくという。ただ、我々のこの運営というのは、赤字を常に補てんするということを前提にしておりませんので、少なくともとんとんという、とんとんというか、赤字を出さない形で運営していくという。そうなると大変難しい問題ですけれども、廃棄物の量が増えてくるという、そのバランスを市場の状況と調整しながらやっていきますので、莫大な運営資金が必要だというふうには私は思っておりません。

議長（佐藤公敏君） これで板谷信君の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

ここで2時20分まで会議を休憩いたします。

休憩 午後 2時09分

再開 午後 2時20分

議長（佐藤公敏君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第2 議案第37号 川根本町表彰条例の制定について

議長（佐藤公敏君） 日程第2、議案第37号、川根本町表彰条例の制定についてを議題とします。

なお本日、第1委員長欠席のため、委員長の職務を代行する副委員長の報告を求めます。
第1常任副委員長、鈴木多津枝君。

第1常任副委員長（鈴木多津枝君） 委員長を代行しまして、委員会の委員長報告をさせていただきます。

日程第2、議案第37号、第1常任委員会報告です。

それでは、本定例会で第1常任委員会に付託されました事件について、会議規則第77条の規定により報告いたします。

6月20日の本会議において、議案第37号、川根本町表彰条例の制定について付託を受け、20日午後2時10分より大会議室において審査を行いましたので、その審査の経過と結果について報告いたします。

川根本町表彰条例の概要について、担当課職員より説明を受けながら進めてまいりました。この条例は、本町の公益に寄与し、町政の進展に特に功績のあった者の表彰について定めるもので、旧両町の類似した条例を統合し、新たに条例化したものとなっています。

このような中で、委員からの質疑が行われ、主たる内容を抜粋しますと、今まで点数制だったが、今後はどのようにカウントするのかとの質問に、特別職である町長、議員などは規則に在職年数をうたってあるとの説明がありました。

勤続功労25年以上がなくなっているがなぜか、また勤労者を軽く見ることにならないかの質問に、各企業、職場などの勤続功労表彰が行われているところが多いので、今回、対象外とした。また、各専門分野からの表彰は、各種団体、担当課などからの推薦を受けて拾うことができるという説明がありました。

また、表彰対象者はどこで把握するのかという質問には、各種団体に依頼し、事業所への依頼は考えていないという回答がありました。委員会としては、もっと幅広く依頼してほしいという意見がありました。

また、表彰審査委員会の委員について、団体の長ではなく学識経験者など純粋な人を選んでほしいという意見もありました。

以上のことが確認されました。

審査の結果、討論はなく、採決は起立によって行い、全員賛成で原案可決しました。

以上で審査の経過と結果の報告を終わります。

議長（佐藤公敏君） これで副委員長報告を終わります。

これから副委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長（佐藤公敏君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長（佐藤公敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第37号、川根本町表彰条例の制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する副委員長の報告は可決です。

議案第37号、川根本町表彰条例の制定については、副委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長（佐藤公敏君） 起立全員です。

したがって、議案第37号、川根本町表彰条例の制定については、副委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第38号 川根本町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の制定について

議長（佐藤公敏君） 日程第3、議案第38号、川根本町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の制定についてを議題とします。

本案について、第1常任副委員長の報告を求めます。第1常任副委員長、鈴木多津枝君。

第1常任副委員長（鈴木多津枝君） それでは、本定例会で第1常任委員会に付託されました事件について、会議規則第77条の規定により報告いたします。

6月20日の本会議において、議案第38号、川根本町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の制定について付託を受け、20日午後3時5分より、大会議室において審査を行いましたので、その審査の経過と結果について報告いたします。

川根本町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の概要について、担当課職員から説明を受けながら進めてまいりました。

この条例は、障害者自立支援法の規定に基づき、審査会を設置するもので、委員の定数は10人以内というものになっています。

このような中で、委員からの質疑が行われ、主たる内容を抜粋しますと、介護認定と似ているが、委員会の組織としてはどうなっているかの質問に、内科医1人、精神科医1人、施

設代表3人の5人で1合議体をつくって、2カ月に1度審査会が行われる。今回は内科医1名を待機要員に加えて6名で構成する。施設代表は、知的、身体、精神の各施設から施設長の推薦する人を充てるとの説明がありました。

また、対象者数は現在サービスを利用している方が在宅で5人、施設入所者で20人程度ですが、今後の増加を含み全体で在宅30人、施設入所者25人が見込まれるところから、1回5人での認定で、2カ月に1回審査会を開き、計9回を見込んでの予算措置をしたとの説明がありました。

以上のことことが確認されました。

審査の結果、討論はなく、採決は起立によって行い、全員賛成で原案可決しました。

以上で審査の経過と結果の報告を終わります。

議長（佐藤公敏君） これで副委員長報告を終わります。

これから副委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第38号、川根本町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する副委員長の報告は可決です。

議案第38号、川根本町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の制定については、副委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（佐藤公敏君） 起立全員です。

したがって、議案第38号、川根本町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の制定については、副委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第39号 川根本町附属機関設置条例の一部を改正する条例について

議長（佐藤公敏君）　日程第4、議案第39号、川根本町附屬機関設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、第1常任副委員長の報告を求めます。第1常任副委員長、鈴木多津枝君。
第1常任副委員長（鈴木多津枝君）　それでは、本定例会で第1常任委員会に付託されました事件について、会議規則第77条の規定により報告いたします。

6月20日の本会議において、議案第39号、川根本町附屬機関設置条例の一部を改正する条例について付託を受け、20日午後3時より大会議室において審査を行いましたので、その審査の経過と結果について報告いたします。

川根本町附屬機関設置条例の一部を改正する条例についての概要について、担当課職員から説明を受けながら進めてまいりました。

この条例改正は、条例中の川根本町政功労者制度審議会の項及び川根本町史編さん委員会の項を削るものとなっています。

特に質疑はありませんでした。

審査の結果、討論はなく、採決は起立によって行い、全員賛成で原案可決しました。

以上で審査の経過と結果の報告を終わります。

議長（佐藤公敏君）　これで副委員長報告を終わります。

これから副委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君）　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第39号、川根本町附屬機関設置条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する副委員長の報告は可決です。

議案第39号、川根本町附屬機関設置条例の一部を改正する条例については、副委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（佐藤公敏君）　起立全員です。

したがって、議案第39号、川根本町附屬機関設置条例の一部を改正する条例については、副委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第40号 川根本町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議長（佐藤公敏君） 日程第5、議案第40号、川根本町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、第1常任副委員長の報告を求めます。第1常任副委員長、鈴木多津枝君。
第1常任副委員長（鈴木多津枝君） それでは、本定例会で第1常任委員会に付託されました事件について、会議規則第77条の規定により報告いたします。

6月20日の本会議において、議案第40号、川根本町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について付託を受け、20日午後3時18分より大会議室において審査を行いましたので、その審査の経過と結果について報告いたします。

川根本町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての概要について、担当課職員から説明を受けながら進めてまいりました。

この条例改正は、障害者自立支援法が施行されたことに伴い、介護認定審査会委員の項に障害程度区分認定審査会委員の報酬を新たに定めるものとなっています。

このような中、委員からの質疑が行われ、主たる内容を抜粋しますと、どのような根拠で報酬を決定したかという質問に、医師会の介護認定審査会と同額でという意向と、近隣市町の状況も踏まえて、川根本町特別職報酬等審議会に諮問しましたところ、2万円の答申をいただいているという説明がありました。

以上のことことが確認されました。

審査の結果、討論はなく、採決は起立によって行い、全員賛成で原案可決しました。

以上で審査の経過と結果の報告を終わります。

議長（佐藤公敏君） これで副委員長報告を終わります。

これから副委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第40号、川根本町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する副委員長の報告は可決です。議案第40号、川根本町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、副委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長（佐藤公敏君） 起立全員です。

したがって、議案第40号、川根本町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、副委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第41号 川根本町福祉センター条例の制定について (全部改正)

議長（佐藤公敏君） 日程第6、議案第41号、川根本町福祉センター条例の制定についてを議題とします。

本案について、第1常任副委員長の報告を求めます。第1常任副委員長、鈴木多津枝君。
第1常任副委員長（鈴木多津枝君） それでは、本定例会で第1常任委員会に付託されました事件について、会議規則第77条の規定により報告いたします。

6月20日の本会議において、議案第41号、川根本町福祉センター条例の制定について（全部改正）の付託を受け、20日午後3時32分より大会議室において審査を行いましたので、その審査の経過と結果について報告いたします。

川根本町福祉センター条例（全部改正）の概要について、担当課職員から説明を受けながら進めてまいりました。

この条例改正は、公の施設の管理に関する地方自治法の一部を改正する法律が公布され、施行されたことに伴い、条例の全部改正を行うもので、公の施設の管理について明確化が求められ、指定管理者制度を適用し、より適切な施設管理を行うものとなっています。

このような中、委員からの質疑が行われ、主たる内容を抜粋しますと、指定管理者制度にするのはいつからか、また議会の議決はいつを予定しているのかの質問には、現在の契約を9月までとしているため、9月1日から、議決は7月の臨時議会を予定しているとの説明がありました。

また、指定管理者はどのように指定するのかの質問には、公募にするか否かは、現状の福祉事業の位置づけから考えると、公募は行わず、社会福祉協議会に指定するのが妥当かと考えられる。期間は3年を目途に考える。

第12条、第19条にある利用料と利用料金の違いはとの質問には、利用料は町が条例で定めたもの、利用料金は指定管理者が上限において定める金額との説明がありました。

次に、維持管理で大規模修繕、小規模修繕の上限などの管理区分は定めてあるのかの質問には、まだ決めていない、管理については協定書においてきちんと決めなくてはならないと考えている。大規模修繕については、町が所有者として考えていかなければならない。今後、運営委員会で検討していきたいとの説明がありました。

以上のことことが確認されました。

審査の結果、討論はなく、採決は起立によって行い、全員賛成で原案可決しました。

以上で審査の経過と結果の報告を終わります。

議長（佐藤公敏君） これで副委員長報告を終わります。

これから副委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第41号、川根本町福祉センター条例の制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する副委員長の報告は可決です。

議案第41号、川根本町福祉センター条例の制定については、副委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（佐藤公敏君） 起立全員です。

したがって、議案第41号、川根本町福祉センター条例の制定については、副委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第43号 川根本町創造と生きがいの湯条例の制定について（全部改正）

議長（佐藤公敏君） 日程第7、議案第43号、川根本町創造と生きがいの湯条例の制定についてを議題とします。

本案について、第1常任副委員長の報告を求めます。第1常任副委員長、鈴木多津枝君。
第1常任副委員長（鈴木多津枝君） それでは、本定例会で第1常任委員会に付託されました事件について、会議規則第77条の規定により報告いたします。

6月20日の本会議において、議案第43号、川根本町創造と生きがいの湯条例の制定について（全部改正）の付託を受け、20日午後4時35分より、大会議室において審査を行いましたので、その審査の経過と結果について報告いたします。

川根本町創造と生きがいの湯条例（全部改正）の概要について、担当課職員から説明を受けながら進めてまいりました。

この条例改正は、公の施設の管理に関する地方自治法の一部を改正する法律が公布され、施行されたことに伴い、条例の全部改正を行うもので、公の施設の管理について明確化が求められ、指定管理者制度を適用し、指定管理者に当該施設の管理を行わせることができるものとなっています。

このような中、委員からの質疑が行われ、主たる内容を抜粋しますと、指定管理者制度を導入するに当たり、今までシルバー人材センターでやっているのを指定する可能性があるが、赤字施設なのでどのような協定を結びたいと考えているかとの質問に、今までの条例に利用料金を考慮して考えたいとの説明がありました。

第8条利用の変更及び取り消しについて、条文中には申し出はあるが、他の条文では届け出とあり、この違いは何か、変わらないのなら統一してはどうかとの質問に、あえて違いはないが、申し出とした方が少し重いと思うとの説明がありました。

以上のことことが確認されました。

審査の結果、討論はなく、採決は起立によって行い、全員賛成で原案可決しました。

以上で審査の経過と結果の報告を終わります。

議長（佐藤公敏君） これで副委員長報告を終わります。

これから副委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第43号、川根本町創造と生きがいの湯条例の制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する副委員長の報告は可決です。

議案第43号、川根本町創造と生きがいの湯条例の制定については、副委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長（佐藤公敏君） 起立全員です。

したがって、議案第43号、川根本町創造と生きがいの湯条例の制定については、副委員長の報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第44号 川根本町高齢者デイサービスセンター条例 の制定について（全部改正）

議長（佐藤公敏君） 日程第8、議案第44号、川根本町高齢者デイサービスセンター条例の制定についてを議題とします。

本案について、第1常任副委員長の報告を求めます。第1常任副委員長、鈴木多津枝君。
第1常任副委員長（鈴木多津枝君） それでは、本定例会で第1常任委員会に付託されました事件について、会議規則第77条の規定により報告いたします。

6月20日の本会議において、議案第44号、川根本町高齢者デイサービスセンター条例の制定について（全部改正）の付託を受け、21日午前9時より大会議室において審査を行いましたので、その審査の経過と結果について報告いたします。

川根本町高齢者デイサービスセンター条例（全部改正）の概要について、担当課職員から説明を受けながら進めてまいりました。

この条例改正は、公の施設の管理に関する地方自治法の一部を改正する法律が公布され、施行されたことに伴い、条例の全部改正を行うもので、公の施設の管理について明確化が求められ、指定管理者制度を適用し、指定管理者に当該施設の管理を行わせることができるものとなっています。

このような中、委員からの質疑が行われ、主たる内容を抜粋しますと、第11条指定管理者による管理の中に、「指定管理者に行わせるものとする」とある」のに、5項の読みかえがあるのはおかしくないかとの質問に、介護保険法に伴う費用額など町が行う場合が発生しないとも限らないので、という説明がありました。

指定管理者は必ずしも公募によらなくても、業績などを評価して町が指定できるのではないかとの質問には、この施設が一番公募に近い施設であることは事実ですが、現況の業績など評価すると、断言はできないが、社会福祉協議会となる可能性が強いという説明がありました。

以上のことことが確認されました。

審査の結果、討論はなく、採決は起立によって行い、全員賛成で原案可決しました。

以上で審査の経過と結果の報告を終わります。

議長（佐藤公敏君） これで副委員長報告を終わります。

これから副委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第44号、川根本町高齢者デイサービスセンター条例の制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する副委員長の報告は可決です。

議案第44号、川根本町高齢者デイサービスセンター条例の制定については、副委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（佐藤公敏君） 起立全員です。

したがって、議案第44号、川根本町高齢者デイサービスセンター条例の制定については、副委員長の報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第45号 川根本町生きがい対応型デイサービスセンター条例の制定について（全部改正）

議長（佐藤公敏君） 日程第9、議案第45号、川根本町生きがい対応型デイサービスセンター条例の制定についてを議題とします。

本案について、第1常任副委員長の報告を求めます。第1常任副委員長、鈴木多津枝君。
第1常任副委員長（鈴木多津枝君） それでは、本定例会で第1常任委員会に付託されました事件について、会議規則第77条の規定により報告いたします。

6月20日の本会議において、議案第45号、川根本町生きがい対応型デイサービスセンター条例の制定について（全部改正）の付託を受け、21日午前9時40分より大会議室において審査を行いましたので、その審査の経過と結果について報告いたします。

川根本町生きがい対応型デイサービスセンター条例（全部改正）の概要について、担当課

職員から説明を受けながら進めてまいりました。

この条例改正は、公の施設の管理に関する地方自治法の一部を改正する法律が公布され、施行されたことに伴い、条例の全部改正を行うもので、公の施設の管理について明確化が求められ、指定管理者制度を適用し、指定管理者に当該施設の管理を行わせることができるものとなっています。

このような中、委員からの質疑が行われ、主たる内容を抜粋しますと、第3条の事業の内容の（5）で、社会奉仕活動事業を条例でうたえるのかという質問に、これは外でやる社会奉仕事業ではなく、室内で行う交通安全のお守りなどをつくるなど生きがいとしての活動が、結果的に社会奉仕につながるものであるという説明がありました。

第4条の条文中「おおむね60歳以上の者」とあるが、福祉センター条例では、同じ施設である憩いの家いすみが60歳以上とあるが、違いは何かとの質問に、生きがい対応型は介護保険に入らず、予防事業として行う意味合いが強いため、おおむねと幅広くとってあるとの説明がありました。

第14条の移送の利用料は無料となっているが利用状況はの質問に、自分で来るのが原則であるが、現状は近回りで徒歩で来れる人以外はこのサービスを利用している人がほとんどであるという説明がありました。

また、第3条の事業内容は、管理者が行う事業とは受け取りにくい表現になっていないかとの質問に、この事業は指定管理者とはいえ、裁量の余地がなく、町の占める割合が大きいとの説明がありました。

以上のことことが確認されました。

審査の結果、討論はなく、採決は起立によって行い、全員賛成で原案可決しました。

以上で審査の経過と結果の報告を終わります。

議長（佐藤公敏君） これで副委員長報告を終わります。

これから副委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第45号、川根本町生きがい対応型デイサービスセンター条例の制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する副委員長の報告は可決です。

議案第45号、川根本町生きがい対応型ディサービスセンター条例の制定については、副委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（佐藤公敏君） 起立全員です。

したがって、議案第45号、川根本町生きがい対応型ディサービスセンター条例の制定については、副委員長の報告のとおり可決されました。

日程第10 議案第46号 川根本町心身障害者小規模授産所条例の 制定について（全部改正）

議長（佐藤公敏君） 日程第10、議案第46号、川根本町心身障害者小規模授産所条例の制定についてを議題とします。

本案について、第1常任副委員長の報告を求めます。第1常任副委員長、鈴木多津枝君。
第1常任副委員長（鈴木多津枝君） それでは、本定例会で第1常任委員会に付託されました事件について、会議規則第77条の規定により報告いたします。

6月20日の本会議において、議案第46号、川根本町心身障害者小規模授産所条例の制定について（全部改正）付託を受け、21日午前10時15分より大会議室において審査を行いましたので、その審査の経過と結果について報告いたします。

川根本町心身障害者小規模授産所条例（全部改正）の概要について、担当課職員から説明を受けながら進めてまいりました。

この条例改正は、公の施設の管理に関する地方自治法の一部を改正する法律が公布され、施行されたことに伴い、条例の全部改正を行うもので、公の施設の管理について明確化が求められ、指定管理者制度を適用し、指定管理者に当該施設の管理を行わせることができるものとなっています。

このような中、委員からの質疑が行われ、主たる内容を抜粋しますと、第15条の指定管理者による管理の中で、何々に「行わせる」とあるが、町長からは、「行わせることができる」との説明があったがどうかとの質問に、「行わせる」は確実に直営ではないものに使用し、直営も考えているものについては、「行わせることができる」を使用しているとの説明がありました。

また、指定管理者は最終的には議会が承認するのだから、不適切と思われる業者に対しては、議会としては反対することを確認しました。

以上のことが確認されました。

審査の結果、討論はなく、採決は起立によって行い、全員賛成で原案可決しました。

以上で審査の経過と結果の報告を終わります。

議長（佐藤公敏君） これで副委員長報告を終わります。

これから副委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第46号、川根本町心身障害者小規模授産所条例の制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する副委員長の報告は可決です。

議案第46号、川根本町心身障害者小規模授産所条例の制定については、副委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（佐藤公敏君） 起立全員です。

したがって、議案第46号、川根本町心身障害者小規模授産所条例の制定については、副委員長の報告のとおり可決されました。

日程第11 議案第47号 川根本町自然休養村管理運営施設条例の 制定について（全部改正）

議長（佐藤公敏君） 日程第11、議案第47号、川根本町自然休養村管理運営施設条例の制定についてを議題とします。

本案について、第1常任副委員長の報告を求めます。第1常任副委員長、鈴木多津枝君。
第1常任副委員長（鈴木多津枝君） それでは、本定例会で第1常任委員会に付託されました事件について、会議規則第77条の規定により報告いたします。

6月20日の本会議において、議案第47号、川根本町自然休養村管理運営施設条例の制定について（全部改正）付託を受け、21日午前10時40分より大会議室において審査を行いましたので、その審査の経過と結果について報告いたします。

川根本町自然休養村管理運営施設条例（全部改正）の概要について、担当課職員から説明を受けながら進めてまいりました。

この条例改正は、公の施設の管理に関する地方自治法の一部を改正する法律が公布され、施行されたことに伴い、条例の全部改正を行うもので、公の施設の管理について明確化が求められ、指定管理者制度を適用し、指定管理者に当該施設の管理を行わせることができるものとなっています。

このような中、委員からの質疑が行われ、主たる内容を抜粋しますと、第4条「職員」とあるのは町の職員のことかとの質問に、町の職員との説明があつたが、さらに直営の場合に置くのか、指定管理者にしても置くのかとの質問に、指定管理者でやっていけなくなつた場合に置くことができると解釈してほしい。第4条については、今後検討するとの説明がありました。

次に、第12条の2項の読みかえ規定に第10条の減免をなぜ外したのかとの質問に、不特定多数の人が使用する場所なので、町長に権限を残してあるとの説明がありました。

以上のことことが確認されました。

審査の結果、討論はなく、採決は起立によって行い、全員賛成で原案可決しました。

以上で審査の経過と結果の報告を終わります。

議長（佐藤公敏君） これで副委員長報告を終わります。

これから副委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第47号、川根本町自然休養村管理運営施設条例の制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する副委員長の報告は可決です。議案第47号、川根本町自然休養村管理運営施設条例の制定について、副委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（佐藤公敏君） 起立全員です。

したがって、議案第47号、川根本町自然休養村管理運営施設条例の制定については、副委員長の報告のとおり可決されました。

日程第12 議案第48号 川根本町自然休養村農林水産物直売所条例の制定について（全部改正）

議長（佐藤公敏君） 日程第12、議案第48号、川根本町自然休養村農林水産物直売所条例の制定についてを議題とします。

本案について、第1常任副委員長の報告を求めます。第1常任副委員長、鈴木多津枝君。
第1常任副委員長（鈴木多津枝君） それでは、本定例会で第1常任委員会に付託されました事件について、会議規則第77条の規定により報告いたします。

6月20日の本会議において、議案第48号、川根本町自然休養村農林水産物直売所条例の制定について（全部改正）の付託を受け、21日午前11時30分より大会議室において審査を行いましたので、その審査の経過と結果について報告いたします。

川根本町自然休養村農林水産物直売所条例（全部改正）の概要について、担当課職員から説明を受けながら進めてまいりました。

この条例改正は、公の施設の管理に関する地方自治法の一部を改正する法律が公布され、施行されたことに伴い、条例の全部改正を行うもので、公の施設の管理について明確化が求められ、指定管理者制度を適用し、指定管理者に当該施設の管理を行わせることができるものとなっています。

このような中、委員からの質疑が行われ、主たる内容を抜粋しますと、現在、寸又峡直売所は、寸又峡美女づくりの湯観光事業協同組合に管理委託している。三盆直売所は管理する団体もなく、閉所されているとの説明がありました。

特産品を販売するだけの単純な施設なので、直営の賃貸借でもいいのではないかとの質問に、公共の施設を使って利益を得ることはできないので、指定管理者制度にしたいとの説明がありました。

以上のことことが確認されました。

審査の結果、討論はなく、採決は起立によって行い、全員賛成で原案可決しました。

以上で審査の経過と結果の報告を終わります。

議長（佐藤公敏君） これで副委員長報告を終わります。

これから副委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第48号、川根本町自然休養村農林水産物条例の制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する副委員長の報告は可決です。

議案第48号、川根本町自然休養村農林水産物直売所条例の制定について、副委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長（佐藤公敏君） 起立全員です。

したがって、議案第48号、川根本町自然休養村農林水産物直売所条例の制定については、副委員長の報告のとおり可決されました。

日程第13 議案第50号 川根本町接岨峡温泉休憩施設条例の制定 について（全部改正）

議長（佐藤公敏君） 日程第13、議案第50号、川根本町接岨峡温泉休憩施設条例の制定についてを議題とします。

本案について、第1常任副委員長の報告を求めます。第1常任副委員長、鈴木多津枝君。
第1常任副委員長（鈴木多津枝君） それでは、本定例会で第1常任委員会に付託されました事件について、会議規則第77条の規定により報告いたします。

6月20日の本会議において、議案第50号、川根本町接岨峡温泉休憩施設条例の制定について（全部改正）の付託を受け、21日午前11時50分より大会議室において審査を行いましたので、その審査の経過と結果について報告いたします。

川根本町接岨峡温泉休憩施設条例（全部改正）の概要について、担当課職員から説明を受けながら進めてまいりました。

この条例改正は、公の施設の管理に関する地方自治法の一部を改正する法律が公布され、施行されたことに伴い、条例の全部改正を行うもので、公の施設の管理について明確化が求められ、指定管理者制度を適用し、指定管理者に当該施設の管理を行わせることができるものとなっています。

この議案に関しては、接岨峡温泉組合による管理委託の状況及び指定管理者についても、現在の状況などを考えると、接岨峡温泉組合になる可能性が高いという説明を受けました。

質疑は特にありませんでした。

審査の結果、討論はなく、採決は起立によって行い、全員賛成で原案可決しました。

以上で審査の経過と結果の報告を終わります。

議長（佐藤公敏君） これで副委員長報告を終わります。

これから副委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長（佐藤公敏君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長（佐藤公敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第50号、川根本町接岨峡温泉休憩施設条例の制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する副委員長の報告は可決です。

議案第50号、川根本町接岨峡温泉休憩施設条例の制定について、副委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長（佐藤公敏君） 起立全員です。

したがって、議案第50号、川根本町接岨峡温泉休憩施設条例の制定については、副委員長の報告のとおり可決されました。

日程第14 議案第51号 川根本町寸又峠温泉野天風呂施設条例の 制定について（全部改正）

議長（佐藤公敏君） 日程第14、議案第51号、川根本町寸又峠温泉野天風呂施設条例の制定についてを議題とします。

本案について、第1常任副委員長の報告を求めます。第1常任副委員長、鈴木多津枝君。

第1常任副委員長（鈴木多津枝君） それでは、本定例会で第1常任委員会に付託されました事件について、会議規則第77条の規定により報告いたします。

6月20日の本会議において、議案第51号、川根本町寸又峠温泉野天風呂施設条例の制定について（全部改正）の付託を受け、21日午前11時55分より大会議室において審査を行いましたので、その審査の経過と結果について報告いたします。

川根本町寸又峠温泉野天風呂施設条例（全部改正）の概要について、担当課職員から説明を受けながら進めてまいりました。

この条例改正は、公の施設の管理に関する地方自治法の一部を改正する法律が公布され、施行されたことに伴い、条例の全部改正を行うもので、公の施設の管理について明確化が求められ、指定管理者制度を適用し、指定管理者に当該施設の管理を行わせることができるも

のとなっています。

この議案に関しては、現在、寸又峡美女づくりの湯観光事業協同組合に野天風呂の管理運営を任せている。また、指定管理者についても、現在の状況などを考えると、寸又峡美女づくりの湯観光事業協同組合になる可能性が高いという説明を受けました。

質疑は特にありませんでした。

審査の結果、討論はなく、採決は起立によって行い、全員賛成で原案可決しました。

以上で審査の経過と結果の報告を終わります。

なお、この場をかりまして最後に、第1常任委員会の意見といたしまして、指定管理者制度の制定において、各担当課おののの考へで条例を提出していますが、同じ指定管理者制度制定の議案であるので、指定管理者に関する条文においては、担当課だけでなく連携をとって統一した、わかりやすい条文として提出されることを要望して、委員会報告とさせていただきます。

議長（佐藤公敏君） これで副委員長報告を終わります。

これから副委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第51号、川根本町寸又峡温泉野天風呂施設条例の制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する副委員長の報告は可決です。

議案第51号、川根本町寸又峡温泉野天風呂施設条例の制定について、副委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（佐藤公敏君） 起立全員です。

したがって、議案第51号、川根本町寸又峡温泉野天風呂施設条例の制定については、副委員長の報告のとおり可決されました。

日程の追加

議長（佐藤公敏君） お諮りします。

お手元に配付した追加議事日程のとおり、地方交付税の制度堅持と総額確保を求める意見書の提出についてほか2件を日程に追加し、追加日程として議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） 異議なしと認めます。

したがって、地方交付税の制度堅持と総額確保を求める意見書の提出についてほか2件を日程に追加し、追加日程として議題とすることに決定しました。

追加日程第1 発議第1号 地方交付税の制度堅持と総額確保を求める意見書の提出について

議長（佐藤公敏君） 追加日程第1、発議第1号、地方交付税の制度堅持と総額確保を求める意見書の提出についてを議題とします。

お諮りします。

発議第1号は、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号は提案理由の説明を省略することに決定しました。

なお、本発議は全員が賛成者でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） 異議なしと認めます。

したがって、質疑、討論を省略することに決定しました。

これから、発議第1号、地方交付税の制度堅持と総額確保を求める意見書の提出についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号、地方交付税の制度堅持と総額確保を求める意見書の提出については原案のとおり可決されました。

追加日程第2 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

議長（佐藤公敏君） 追加日程第2、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、次期議会の会期、日程等、議会運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

追加日程第3 常任委員会の閉会中の継続調査の件

議長（佐藤公敏君） 追加日程第3、常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

常任委員長から、会議規則第75条の規定によって、常任委員会に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

閉　　会

議長（佐藤公敏君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

よって、平成18年第2回川根本町議会定例会を閉会します。

これで散会いたします。

御苦労さまでした。

閉会 午後 3時11分